

快適で安全な生活環境の街

基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画	
番号	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)				
第1節 自然環境の保全 第1 自然環境 (1) 自然環境の保全・回復										
1		「環境基本条例」、「環境基本計画」などにもとづき、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に向けた総合的な取組を進めます。		「青梅市環境基本条例」、「青梅市環境基本計画」や青梅市環境審議会からの答申にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に向けた総合的な取組を進めます。	C 継続	「青梅市環境連絡会」は青梅市の環境問題に対する、市民、事業者、行政による連携組織として平成20年度に発足した。現在クール・ウォームビズをはじめ全市的な取組を進めているところである。しかしながら、環境基本計画における多様な取組、目標の達成に対しては、今後も一層の組織の拡充と、行政全体との連携を密に行っていく必要がある。		B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	既存の取り組みの充実とともに、さらに新規事業の開拓を図る。	
2		自然環境保全ゾーンの採石場跡地については、自然環境への復元を基本とします。		自然環境保全ゾーンの採石場跡地については、自然環境への復元を基本とします。	C 継続	現段階では、自然保護ゾーン内に採石場跡地は存在していないが、将来的に採石事業を終了する事業者が発生した際は、東京都と連携し、事業者に対して自然保護に関する法令に基づき、緑化を推進するよう指導を行う。	現段階では、自然保護ゾーン内に採石場跡地は存在していないが、将来的に採石事業を終了する事業者が発生した際は、東京都と連携し、事業者に対して自然保護に関する法令に基づき、緑化を推進するよう指導を行う。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	
3		崖線緑地や平地林など、市街地における緑地の保全を図ります。		崖線緑地や平地林など、市街地における緑地の保全を図ります。	C 継続	崖線緑地や平地林など、市街地における緑地の保全を必要に応じて整備等を行った。今後の課題としては、隣接地に対する安全性を含めた整備が必要となる。	崖線緑地について、立川崖線について青梅市以外の多摩川流域の7市と東京都により、連続性のある緑地として保全するための協議会を設置した。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	立川崖線については、平成24年までに他市との協議会で、保全についての一定の方策をつくる。多摩川沿いの崖線および平地林については、その後検討。	
4		河川の水質保全に向けて、公共下水道の整備、水洗化の促進、ごみの持帰り指導、多摩川1万人の清掃大会をはじめとする地域における河川清掃活動の充実を図ります。		河川の水質保全に向けて、公共下水道の整備、水洗化の促進、ごみの持帰り指導、多摩川1万人の清掃大会をはじめとする地域における河川清掃活動の充実を図ります。	C 継続	親水事業の各種プログラムを通じ、河川環境保護の啓発も実施している。	4つの市民団体との間で、ガサガサ水辺の探検隊他、全部で6回の事業を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	子どもの水辺の登録と既存事業の充実・拡大を図る。	
	環境美化委員連合会により河川敷のバーベキュー客等に対するごみ持ち帰り指導と美化活動を実施した。		環境美化委員連合会により多摩川1万人の清掃大会に参加した。また、8月には河川敷のバーベキュー客等に対するごみ持ち帰り指導と美化活動を実施した。			B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続き環境美化委員連合会により多摩川1万人の清掃大会への参加と、8月には河川敷のバーベキュー客等に対するごみ持ち帰り指導と美化活動を実施したい。			
	未普及地区である第3期、小曾木事業区域等への下水道污水管整備を進め、河川の水質保全に努めた。		未普及地域である第3期、小曾木事業区域等へ、下水道污水管の整備(23ha)を進めた。			B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	平成18年度に事業計画を定めた第3期および小曾木事業区域の污水管整備(88ha)を進める。			
	みどりと水のふれあい事業推進協会の実施事業として、多摩川1万人の清掃大会をはじめとする地域における河川清掃活動については、計画どおり行うことができた。		みどりと水のふれあい事業推進協会の実施事業として、御岳溪谷をメイン会場に市内18会場で多摩川1万人の清掃大会実施(8月1日)			B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続実施			
5				土砂等による土地の埋立て、盛土および切土についての規制を行い、生活環境の保全および災害の防止を図ります。	B 新規・拡充	「青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」により指導を行った。	「青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」により指導を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	引き続き、「青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」にもとづき指導を行う。	
第1節 自然環境の保全 第1 自然環境 (2) 22世紀の森づくり										
6		林業後継者の確保、森林組合の育成を促進するとともに、森林ボランティアなどの協力を得ながら、尾根筋や住宅地周辺の里山の森林等に、公益的機能の発揮能力が高い広葉樹の植栽を推進するなど、人工林や里山の適正な管理に努めます。		林業労働力の確保に努め、森林ボランティアなどによる支援を得ながら、里山の森林等に、公益的機能の発揮能力が高い広葉樹を植栽する等、森林整備を促進します。	C 継続	森林ボランティア育成事業については、平成21年度で第4期を終了した。4期までの修了者によるボランティア団体「森守会」は、健康状態、転出等の事情による退会もあり30名程度の会員数となっている。 風の子太陽の子広場周辺の下刈りや、市内民有林の整備を行い活動している。 事業はほぼ計画どおりできた。継続実施し会員増加も図りたい。	第5期の1年目(基礎編)を開催した。参加者30名、6回開催 延参加人員 123名 第5期から交流協定を締結している杉並区民を受入れて、杉並区と共同開催した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	平成23年度は第5期の2年目を杉並区と共同開催する。 平成24年度以降も継続して開催し、ボランティアの増加を図り、支援を得ながら森林整備をしていく。	森林ボランティア育成事業
7		荒廃が懸念されているスギ、ヒノキの人工林について、間伐など適正な森林施策の実施を支援し、健全な森林を再生することにより、森林の保有している公益的機能の回復に努めます。		荒廃が懸念されているスギ、ヒノキの人工林について、間伐や枝打ち、伐採後に広葉樹・花粉の少ないスギを植栽するなど、東京都と連携し「花粉の少ない森づくり運動」を推進し、森林の公益的機能の回復に努めます。	C 継続	多摩森林再生事業は21年度末で間伐714ha、枝打ち64haであり、24年度の目標値達成は難しいが、かなりの成果を上げている。未実施山林を実施すべく努力し継続していく。 広葉樹造林については最終目標を達成見込みである。	多摩森林再生事業を継続して実施した。平成22年度は間伐58.8ha、枝打ち25.58haの面積を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続して実施する。 間伐面積は24年度の目標達成は難しい。	造林推進事業 森林再生推進事業 多摩森林再生推進事業の推進(花粉の少ない森づくり運動の推進)
8		市民や都民の体験学習の場として、自然観察やレクリエーション、林業体験機会の提供などを図ります。		市民や都民の体験学習の場として、自然観察やレクリエーション、林業体験機会の提供などを図ります。	C 継続	森林ボランティア育成講座を実施した。 野鳥講座を実施した。	森林ボランティア育成講座を実施した。 野鳥講座を実施した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)		

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)				
9				林業の振興を図るため、林道の開設や森林の状況把握に努めます。	B 新規・拡充	林道の開設については、高士戸入林道を20年度までは市で開設していたが、21年度からは東京都の施工により開設している。順調に行われている。	高士戸入林道平成22年度開設延長300mを東京都の施工により実施した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	高士戸入林道は東京都の施工により、平成23年度350m、24年度160mを東京都の施工で開設する予定である。全線工事終了後の25年度には青梅市へ引継ぎの予定である。	
10				永山北部丘陵一帯を「青梅の森(仮称)」と位置づけ、青梅の豊かな自然を体感できる場として取得、整備を進めます。	B 新規・拡充	特別緑地保全地区の予定区域内のすべての地権者および周辺住民に対して都市計画の説明を行い、H22年1月「青梅の森特別緑地保全地区」に決定された。 有識者、各種団体の代表、公募委員による「青梅の森事業計画検討委員会」を設置し、保全計画にもとづき保全・活用等について、具体的な取り組みを進める事業計画の検討を行い策定した。 用地取得について、国庫補助獲得のための用地測量および不動産鑑定を行なった。	H22年1月に都市計画決定された、「青梅の森特別緑地保全地区」について、保全・整備・運営を実施するための「青梅の森事業計画」をH22年7月に策定した。 用地取得について、国費・都費を活用して土地開発公社により先行買収していた用地の約1/3の買取りを行った。 H23年度、用地取得について、国費獲得のための用地測量および不動産鑑定を行なった。 青梅の森に隣接している住民からの要望を中心に、伐採および修繕により対応した。 動植物の保全のため、貴重な植物などが消失しないよう自然環境調査を実施し、保全・整備・運営の実施の検討を行った。 市民が散策等に利活用しやすくするため、仮の道標等を設置した。 市民ボランティアに、青梅の森内で森林整備等の活動が行える場所を試行として提供した。 青梅の森内の樹木等が、効率よく利活用できるよう賦存量調査、需要量調査等を行った。 市民ボランティア等の活動の道具や資材、けが人等の運搬が行えるよう、車両の通行が可能な箇所の通路の基本設計を行った。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	用地取得について、国費等を活用して土地開発公社により先行買収していた残用地の買取りを行う。 H23年度、用地取得について、国費獲得のための用地測量および不動産鑑定を行う。 青梅の森に隣接している住民からの要望を中心に、伐採および修繕により対応する。 自然環境調査等の結果をもとに、ゾーニング小区分の細分化を検討し、保全・整備・運営を実施する。 青梅の森の保全・整備・運営に対して助言をえるため、専門知識を有するものによる専門家会議を設置する。 市民等が、青梅の森を維持管理等で活用するための体制や規則等を協議するための協議会(仮称)を設置する。 市民等が、青梅の森内で、森林整備や観察会などで利活用するための企画や事業の検討を行う運営委員会(仮称)を設置する。 市民ボランティア等の活動の道具や資材、けが人等の運搬が行えるよう、車両の通行が可能な通路の一部を整備する。 青梅の森内の樹木等が、効率よく利活用できるよう、近隣市町と連携を図った事業を検討する。	「青梅の森」整備(計画)事業
						永山北部丘陵の土地利用の方向を新市街地計画ゾーンから自然環境活用ゾーンに部分変更(平成19年10月3日市議会議決)となったことから、青梅市都市計画マスタープラン一部見直し(平成21年3月決定)を行い、青梅市都市計画審議会において協議、諮問され、平成22年1月22日付けで、東京都が指定する青梅の森特別緑地保全地区(約91.7ヘクタール)の決定に至った。		A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)		「青梅の森」整備(計画)事業
						青梅の森を利用し、森林ボランティア育成講座を開催した。下刈り、伐採、枝打ち等を実施し、青梅の森の一部の手入れを行い森林の整備を図ることができた。	青梅の森を利用し、森林ボランティア育成講座を開催した。下刈り、伐採、枝打ち等を実施し、青梅の森の一部の手入れを行い森林の整備を図ることができた。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	今後も、青梅の森をボランティア育成講座の実習地として、活用できるよう調整し利用していきたい。	「青梅の森」整備(計画)事業
第1節 自然環境の保全 第1 自然環境 (3) 自然とのふれあいの促進										
11		自然観察、ビオトープ(注)づくり、ホタルの舞う環境づくり、農林業体験などを通した自然体験学習、環境教育を推進します。注)ビオトープ:水辺や草地などで構成される野生生物の生息空間		自然観察、ビオトープ(注)の活用、ホタルの舞う環境づくり、農林業体験などを通した自然体験学習、環境教育を推進します。注)ビオトープ:水辺や草地などで構成される野生生物の生息空間	C 継続	親水事業、みどり体験交流事業等における自然観察事業は、内容も充実し、安定感もある。ただ水辺を含む自然がフィールドである以上、安全対策には常に留意する必要がある。	親水事業、みどり体験交流事業等における自然観察事業は、内容も充実し、安定感もある。ただ水辺を含む自然がフィールドである以上、安全対策には常に留意する必要がある。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	親水事業の一層の充実を図るため、子どもの水辺の登録と、これに続く水辺の楽校に向けた検討を行う。	
						特色ある教育活動として、校内にビオトープやホタル生息池を整備する等、各校の地域や環境を活かして、自然や環境に関する教育を推進した。また、移動教室等の校外学習の機会を通して、自然体験、農業体験や環境学習に取り組んだ。	学校園やビオトープ等、各校の環境を活かして、自然や環境に関する教育を推進した。また、移動教室等の校外学習の機会を通して、自然観察、農業学習や環境学習に取り組んだ。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	各学校が各教科等の学習において、地域や学校環境を活かした体験学習や環境学習を推進する。	
12		公園・緑地の整備を進めるとともに、水辺の楽校整備の要請やカヌー、釣りなど多摩川と親しむ機会づくりを図ります。		公園・緑地の整備を進めるとともに、水辺の楽校整備の要請やカヌー、釣りなど多摩川と親しむ機会づくりを図ります。	C 継続	親水事業のプログラムにはカヤック体験や釣り体験などのプログラムも含まれている。また水辺の楽校の設立に向けた条件も徐々に整えていく。	4つの市民団体との間で、ガサガサ水辺の探検隊他、全部で6回の事業を実施した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	子どもの水辺の登録と既存事業の充実・拡大を図る。	
						公園・緑地の整備については計画どおり行うことができた。多摩川と親しむ機会づくりについて現状では未達成の状況であるが、今後は関係機関との調整が必要である。	霞川調節池上部公園、新田山公園の整備については計画どおり行うことができた。多摩川と親しむ機会づくりについて現状では未達成の状況である。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	継続実施	
						“水辺の楽校”に関しては、平成21年度まで毎年、国土交通省京浜河川事務所に対して、市民が川と親しむための環境の整備として“水辺の楽校基盤の整備”を要請してきた。	実績なし 政権交代により要望事項についての調査がなくなったため	—	なし	

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証 実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容						
13		健康の道や岸辺の散策路の整備に努めるとともに、ウォーキングやサイクリングなどのイベントを検討します。		市内各所に健康の道や岸辺の散策路、遊歩道を整備するよう努めるとともに、ウォーキングなどのイベントを開催します。	C 継続	岸辺の散策路については、平成21年度まで毎年、国土交通省京浜河川事務所に対し、長淵～友田町の多摩川右岸および河辺町の多摩川左岸の部分について整備要請しており、長淵地内の一部堤防設置の際に、天端部分を遊歩道として整備している。 イベント(ウォーキング)については平成20年度に、国土交通省京浜河川事務所主催による“多摩川シンポジウム 多摩川を歩く ～青梅編～”の開催の打診があり、調整および運営に協力し参加者から好評を得た。	岸辺の散策路については、毎年、国土交通省京浜河川事務所に対し、長淵～友田町の多摩川右岸および河辺町の多摩川左岸の部分について整備要請してきた。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	岸辺の散策路については、毎年、国土交通省京浜河川事務所に対し、長淵～友田町の多摩川右岸および河辺町の多摩川左岸の部分について整備要請する。	
						岸辺の散策路については、平成21年度まで毎年、国土交通省京浜河川事務所に対し、長淵～友田町の多摩川右岸および河辺町の多摩川左岸の部分について整備要請しており、長淵地内の一部堤防設置の際に、天端部分を遊歩道として整備している。 イベント(ウォーキング)については平成20年度に、国土交通省京浜河川事務所主催による“多摩川シンポジウム 多摩川を歩く ～青梅編～”の開催の打診があり、調整および運営に協力し参加者から好評を得た。	管理課での直接的な動きはないが、あえて書けば1段上と同文	—		

第2節 生活環境の整備 第1 都市景観 (1) 自然景観の保全

14		「景観まちづくり基本方針」、「風景条例(仮称)」にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、市民生活に潤いを与える崖線緑地、市街地から視界に入る丘陵の緑地など、自然景観の保全を図ります。		「青梅市景観まちづくり基本方針」、「青梅市緑の基本計画」、「青梅市環境基本計画」にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、市民生活に潤いを与える崖線緑地、市街地から視界に入る丘陵の緑地など、自然景観の保全を図ります。	C 継続	平成16年10月から青梅市の美しい風景を育む条例を施行し、市民や事業者から建築物や工作物等の行為の届出を必要となり、良好な街なみの形成を誘導を進めている。(崖線緑地等の保全についての施策は公園緑地課等)	多摩川沿い景観形成地区の指定に向けて、庁内検討委員会を組織し、検討を開始した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	多摩川沿い景観形成地区の景観形成基本計画の策定を進める。	
15		住宅地などの各種開発に当たっては、自然景観に配慮した整備を促進するとともに、河川の整備は、周辺環境に配慮した工法を採用します。			C 継続	住宅地などの各種開発に当たっては、条例等にもとづく、公園・緑地等の設置について指導を行ない、自然環境に配慮した整備を促進している。	住宅地などの各種開発に当たっては、条例等にもとづく、公園・緑地等の設置について指導を行ない、自然環境に配慮した整備を促進した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	継続実施	宅地開発等指導要綱の改正
						「青梅市宅地開発等指導要綱」を廃止し、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」を平成16年12月27日に制定し、平成17年4月1日から施行。	「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき指導を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	引き続き、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき指導を行う。	宅地開発等指導要綱の改正
16		農家、ボランティアなどの協力により、平地林や里山の保全などを進めるとともに、森林や樹園地などの自然環境・景観の保全に向けて市民・都民に呼び掛け、「市民・緑のトラスト基金(仮称)」の設立を目指します。		農家、ボランティアなどの協力により、平地林や里山の保全などを進めるとともに、森林や樹園地などの自然環境・景観の保全に向けて市民・都民に呼び掛け、「市民・緑のトラスト基金(仮称)」の設立を目指します。	C 継続	現状は未達成の状況であるが、残された貴重な平地林や里山の保全に向けて継続して取り組む必要がある。	現状は手つかずの状況であるが、残された貴重な平地林や里山の保全に向けて継続して取り組む必要がある。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	残された貴重な平地林や里山の保全に向けて継続して取り組む必要があるものの、基金等の設立については課題が多く達成は難しい。	
17		名木、古木、史跡の緑など、歴史的な自然景観の保全を図ります。		名木、古木、史跡の緑など、歴史的な自然景観の保全を図ります。	C 継続	現状は未達成の状況である。(郷土博物館等も関連している。)	未達成である。(郷土博物館も関連している。)	E 現在ほとんど手をつけていない(10%以下)	特に予定していない。	
						名木、古木の中で特に重要なものについては天然記念物に指定して市が保護し、永く後世にまで守り伝えることを援助している	市天然記念物の御嶽神社参道の杉並木や石神社の大イチョウに対して補助を行い、保護を行った。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	引き続き、名木、古木の中で特に重要なものについては天然記念物に指定して市が保護し、永く後世にまで守り伝えることを援助する。	

第2節 生活環境の整備 第1 都市景観 (2) 街並み景観の保全・創出

18		「景観まちづくり基本方針」の策定とともに、「風景条例(仮称)」の制定を進めます。また、重点的に景観形成を図っていく地域(「景観形成重点地区」)については、地域住民の理解と協力のもと「景観形成計画」を策定し、積極的な修景整備を進めます。		「青梅市景観まちづくり基本方針」および「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、優れた景観づくりを計画的に進め、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現をめざします。 青梅駅周辺景観形成地区については、景観形成の要所として、景観形成計画、景観形成基準にもとづき積極的に景観の整備・修景事業を進めます。また、地区内の景観形成に重要な価値があると認められる建造物等は、所有者の意向にもとづきながら景観形成重要資源の指定を進めていきます。	B 新規・拡充	平成17年11月から景観まちづくり市民団体と協働で、青梅駅周辺景観形成地区の事業について取り組みを行い、景観形成重要資源の修理・修景整備は平成20年度に1棟、平成21年度に2棟行った。また、平成20年に景観形成重要資源7棟の指定を行った。	景観重要資源の指定に向けて景観まちづくり市民団体と協働で周知活動を行った。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	景観重要資源の修理・修景や景観形成重要資源の指定に向けての取り組みを進めていく。	景観まちづくり計画事業
----	--	---	--	--	---------	---	---------------------------------------	---------------------------------	--	-------------

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証 実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容						
19		電線類の地中化、道路植樹ます、公園、公共施設等の緑化を推進し、安全で美しい道路空間の形成を図ります。また、無許可看板を規制・指導するとともに、市民や事業者の理解に努めます。		電線類の地中化、道路植樹ます、公園、公共施設等の緑化を推進し、安全で美しい道路空間の形成を図ります。また、市民と協働して違法看板を撤去し、安全な通行の確保とまちの美観風致を図ります。	B 新規・拡充	違法看板撤去については、市民ボランティアと委託業者およびフリーダイヤル通報による迅速な対応により、一定の成果が得られているため、継続して実施する。	撤去活動により、年々違法看板の数は減少傾向であるが今後も動向を注視し継続する。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	違法看板撤去については、市民ボランティアと委託業者による迅速な対応により、一定の成果が得られていたが、風俗・不動産の貼り紙が目立ち始めてきている。継続して実施する。	捨て看板 クリーン作戦事業 道路占有(無許可看板等)適正化 道路修景事業
20						電線類地中化事業については、河辺駅南北の事業が終了。継続して実施している青梅街道北側は、平成24年度に完成見込みである。	該当工区北東部について、計画通り施行するとともに、平成23年度以降の事業計画を見据え、関連事業者との事業調整を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	平成23年度には連系管および取り付け管の設置、平成24年度には歩道の本復旧舗装を実施する予定であり、目標は達成できる見込みである。	捨て看板 クリーン作戦事業 道路占有(無許可看板等)適正化 道路修景事業
21		景観形成やデザインに関する学識者による「まちづくり・デザイン専門家会議(仮称)」を設置し、専門的立場から景観形成の方針や公共事業の計画・実施について助言を受けます。また、地域へのアドバイザーの派遣、指導などを通じた技術的支援を行います。		景観形成に関する専門の事項については、「まちづくり・デザイン専門家会議」において調査検討し、専門的立場から景観形成の方針、計画やまちづくり事業の計画およびデザインについて助言や技術的支援を受けます。	C 継続	市の公共、公益施設を中心に公共性の高い建築物等について、青梅市まちづくり・デザイン専門家の助言、技術的支援を受けて事業を進めている。	市の公共、公益施設を中心に公共性の高い建築物等について、青梅市まちづくり・デザイン専門家の助言、技術的支援を受けて事業を進めた。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	引き続き、公共性の高い建築物等について、青梅市まちづくり・デザイン専門家の助言、技術的支援を受けながら事業を進めていく。	
22		公共建築物などの建設に当たっては、周囲の街並みや自然と調和した色彩・デザインを取り入れるとともに、青梅材の使用を推奨します。また、都市景観に大きな影響を与える大規模な民間建築物等については、周辺の景観との調和を誘導します。		公共建築物などの建設に当たっては、周囲の街並みや自然と調和した色彩・デザインを取り入れるとともに、地場産材の使用に努めます。また、都市景観に大きな影響を与える大規模な民間建築物等については、周辺の景観との調和を誘導します。	C 継続	市の公共、公益施設を中心に公共性の高い建築物等について、青梅市まちづくり・デザイン専門家の助言、技術的支援を受けて事業を進めている。	市の公共、公益施設を中心に公共性の高い建築物等について、青梅市まちづくり・デザイン専門家の助言、技術的支援を受けて事業を進めた。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	引き続き、公共性の高い建築物等について、青梅市まちづくり・デザイン専門家の助言、技術的支援を受けながら事業を進めていく。	
23		地域の景観形成に重要な建造物などの保存を進めるとともに、住民や事業者の協力を得ながら歴史・文化を生かした街並みの形成に努めます。また、分かりやすい表示とデザインに配慮したサイン(案内板など)整備を進め、美しいまちづくりに努めます。		景観形成に重要な建造物などの保存を進めるとともに、住民や事業者の協力を得ながら歴史・文化を生かした街並みの形成に努めます。また、分かりやすい表示とデザインに配慮したサイン(案内板など)整備を進め、美しいまちづくりに努めます。	C 継続	平成17年11月から景観まちづくり市民団体と協働で、青梅駅周辺景観形成地区の事業について取り組みを行い、景観形成重要資源の修理・修景整備は平成20年度に1棟、平成21年度に2棟行った。また、平成20年に景観形成重要資源7棟の指定を行った。また、サイン・看板等は作成時に届出をしてもらい指導等を行っている。	景観重要資源の指定に向けて景観まちづくり市民団体と協働で周知活動を行った。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	景観重要資源の修理・修景や景観形成重要資源の指定に向けての取り組みを進めていく。	
24				景観まちづくり市民団体等に対し、団体の景観形成のための活動に関する技術的支援や助成を行います。	B 新規・拡充	青梅宿の景観を育む会への活動に対して平成20年度から年間3万円を助成している。	青梅宿の景観を育む会への活動に対して1万6千円を助成した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	景観まちづくり市民団体に対して、継続的に技術的支援や助成を行っていく。	

第2節 生活環境の整備 第1 都市景観 (3) とともに進める景観づくり

25		市民と連携した景観づくりに向け、景観形成に重要な事項とともに地区計画等の導入を景観審議会の設置を進めます。		市民主体の景観形成を進めていく中で、周辺住民の発意のもとに地区計画等の導入を検討していきます。	C 継続	景観審議会を平成16年に設置した。またシンポジウムや勉強会を開催した。	景観形成ガイドライン-色彩編-の説明会を市民、事業者および関係機関を対象に実施した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	多摩川沿い景観形成地区の指定に向けて、景観審議会やシンポジウムの開催し、合意形成を図っていく。	
26		生け垣の設置、ガーデニングの奨励、石積みの保全、空き地の適正な管理など、市民・事業者と行政が一体となった清潔で美しいまちづくりを進めます。			C 継続	生け垣の設置については、一定の成果を上げているが、施工実績は減少傾向にある。今後は、生け垣設置を促進するため、市民周知を図る必要がある。	生け垣の設置については、広報や見本生け垣等で周知を図り一定の成果を上げている。実績 4件 延長35.5m	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	継続実施	
27		地区住民の発意による景観形成の推進に向けて、地区計画や景観まちづくり協定などの導入を図ります。また、「青梅市宅地開発等指導要綱」をもとに、技術基準に関する条例化を進め、自然や既存の街並みと調和した開発を促進します。			E 廃止	「青梅市宅地開発等指導要綱」を廃止し、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」を平成16年12月27日に制定し、平成17年4月1日から施行。	「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき指導を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	引き続き、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき指導を行う。	
28		優れた都市景観の形成に貢献している建造物等や市民の取組を積極的に評価する表彰制度を創設し、景観形成にかかる市民意識の高揚を図ります。		優れた都市景観の形成に貢献している建造物等や市民の取組を積極的に評価する表彰制度を創設し、景観形成にかかる市民意識の高揚に努めます。	C 継続	現状は未達成の状況である。	未達成である。	E 現在ほとんど手をつけていない(10%以下)	特に予定していない。	
29		子どもたちも含めた幅広い世代が地域の景観への関心を深めるため、作文や絵画などの景観コンクール、「青梅百景」、「地域十景」の募集・選定に取り組みます。		子どもたちも含めた幅広い世代が地域の景観への関心を深めるため、作文や絵画などの景観コンクール、「青梅百景」、「地域十景」の募集・選定に努めます。	C 継続	現状は未達成の状況である。	未達成である。	E 現在ほとんど手をつけていない(10%以下)	特に予定していない。	
30		「広報おうめ」や市のホームページにおいて、景観に関する積極的な情報提供を図ります。また、広く市民の意識高揚を図るため、シンポジウムや地区座談会の開催などに取り組みます。		「広報おうめ」やホームページにおいて、景観に関する積極的な情報提供に努めます。また、広く市民の意識高揚を図るため、シンポジウムの開催に努めます。	C 継続	景観に関する届出などの情報は、広報おうめや市ホームページに掲載を図っている。また、シンポジウムについても平成15年度以降延べ4回実施している。	景観形成ガイドライン-色彩編-の広報おうめ特集号を発行し、市民、事業者にも周知を行った。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	多摩川沿い景観形成地区の指定に向けて、広報おうめ特集号やシンポジウムを開催し、市民や事業者にも周知を図っていく。	

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績およびH22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証(達成に向けた課題含む)				
31				建物の建築、開発などに際し、計画的なまちづくりを推進するため、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき、自然や既存の街並みと調和した開発を促進します。	B 新規・拡充	「青梅市宅地開発等指導要綱」を廃止し、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」を平成16年12月27日に制定し、平成17年4月1日から施行。	「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき指導を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	引き続き、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき指導を行う。	
第2節 生活環境の整備 第2 住宅 (1) 快適で安全な住環境の整備										
32		「住宅マスタープラン」の見直しを行い、良好な民間住宅の誘導、高齢化に備えた住宅づくりや改修を促進し、総合的・計画的な住宅対策を進めます。		「青梅市住宅マスタープラン」の見直しを行い、良好な民間住宅の誘導、高齢化に備えた住宅づくりや耐震改修を促進し、総合的・計画的な住宅対策を進めます。	C 継続	平成21年度には、住宅マスタープランの策定に関する懇談会や検討委員会の設置、策定に係る業務委託等に着手し、22年度の完了に向け進めた。	平成22年4月に懇談会の報告を受け、平成22年7月に住宅マスタープランを策定(改定)した。また、平成23年度実施に向けた木造住宅耐震化補助の検討を行った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助を実施し、災害に強いまちづくりを推進する。	住宅マスタープランの改訂
33		「宅地開発等指導要綱」にもとづき、良好な住宅地の整備を誘導します。		民間の宅地造成および中高層建築物の建築に関して「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき、良好な住宅地の整備を誘導します。	C 継続	「青梅市宅地開発等指導要綱」を廃止し、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」を平成16年12月27日に制定し、平成17年4月1日から施行。	「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき指導を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	引き続き、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき指導を行う。	
34		「公営住宅ストック総合活用計画」にもとづき市営住宅の維持・修繕を実施するとともに、居住者の理解を得ながら、木造市営住宅の解体を進めます。		「青梅市公営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、市営住宅の維持・修繕を実施し、入居者の住環境の改善を図るとともに、適正な入居者管理を推進します。	C 継続	市営住宅の耐震診断・改修を実施した。	平成21年度の河辺第1住宅に引き続き、河辺第2住宅の耐震改修工事を実施した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	平成23年度は富岡第2住宅、平成24年度は藤橋第1・2住宅の耐震改修工事を予定。	市営住宅の改修 市営住宅の耐震診断・補強計画
35		生活道路、公園、広場の充実・整備、下水道の整備など、市街地の居住環境の向上を図ります。			C 継続	生活道路の整備については、パトロールや市民等からの要望により、修繕・補修工事を実施して安全で安心できる通行状況を整備している。	生活道路の整備については、パトロールや市民等からの要望により、修繕・補修工事を実施して安全で安心できる通行状況を整備している。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	今後も歩行者と車両が安全で安心な整備を継続する。	
						公園・広場の充実、整備については、長期計画での整備目標は達成された。	公園・広場の充実に向けて、管理方法などを検討を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	管理方法の検討	
						未普及地区である第3期、小曾木事業区域等への下水道污水管整備を進め、生活環境の向上に努めた。	未普及地域である第3期、小曾木事業区域等へ、下水道污水管の整備(23ha)を進めた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	平成18年度に事業計画を定めた第3期および小曾木事業区域の污水管整備(88ha)を進める。	
36		都営住宅の充実・整備を東京都に働き掛けます。			C 継続	東京都市長会を通じて要望書を提出した。	東京都市長会を通じて要望書を提出した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	引き続き東京都市長会を通じて要望書を提出する。	
第2節 生活環境の整備 第2 住宅 (2) 住宅整備への支援と高齢者社会への対応										
37		住宅に関する総合的な情報提供、相談を行う体制づくりを進め、マンション建替え円滑化法などへの対応を図ります。			C 継続	特に対応なし。	特に対応なし	E 現在ほとんど手をつけていない(10%以下)	今後必要に応じ、その体制づくりを進める。	
38		高齢者や障害者が自立して、安全に日常生活を送ることができる住まいづくりを促進するため、保健・医療・福祉部門や建築関係業種などとの連携を図り、バリアフリー化リフォームへの相談体制を充実します。		高齢者や障害者などが、安全に日常生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。	C 継続	住宅マスタープラン策定の中で基本的な体系の検討を進めた。	住宅マスタープランの策定の中で基本的事項を検討した。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	事業者と行政をつなぐ仕組みづくりについて検討する。	
39						身体障害者等が、自己の所有する住宅をバリアフリー化することで、継続して社会生活が営めるように支援を行っている。今後も、継続して相談に応じ、必要な支援を実施する予定である。	身体障害者等が、自己の所有する住宅をバリアフリー化するため、住宅改修経費の一部を補助した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	引き続き、身体障害者等が自己の所有する住宅のバリアフリー化に対して相談に応じ、必要な支援を実施する予定である。	
						身体障害者等が、自己の所有する住宅をバリアフリー化することで、継続して社会生活が営めるように支援を行っている。今後も、継続して相談に応じ、必要な支援を実施する予定である。	高齢者等が、自己の所有する住宅をバリアフリー化することで、継続して社会生活が営めるように支援を行った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	今後も、継続して相談に応じ、必要な支援を実施する予定である。	
40		住宅関連資金の融資制度について、広く市民に情報提供を行い、利用の促進を図ります。		住宅関連資金の融資制度について、広く市民に情報提供を行い、利用の促進を図ります。	C 継続	住宅関連誌への情報提供など多角的に行った。	平成23年度からの融資枠拡大を検討した。また、情報の発信に努めた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	利用しやすい融資制度への要綱改正を行った。(拡大・緩和措置)	

快適で安全な生活環境の街

基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画	
番号	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証 実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容						
第2節 生活環境の整備 第3 公園・緑地 (1) 公園・緑地の充実・整備										
41		「緑の基本計画」の見直しを進め、総合的・計画的な公園や緑地の充実・整備を図ります。		「青梅市緑の基本計画」の見直しを進め、総合的・計画的な公園や緑地の充実・整備を図ります。	B 新規・拡充	永山北部丘陵の特別緑地保全地区の指定に伴い一部見直しを実施した。	現状は手つかずの状況であるが、目標年次が平成22年度までの設定があるため、早期に取り組む必要がある。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	現在策定されている「緑の基本計画」は、目標年次が平成22年度までの設定あるため、早期に見直す必要があるものの、青梅市総合長期計画の見直し時期も近づいてきていることから、長計の見直しに合わせて改訂を行っていく。	緑の基本計画の改訂
42	43	子どもたちの身近な遊び場、親同士や高齢者の交流の場として、街区公園や児童遊園などの身近な公園の充実を図ります。		子どもたちの身近な遊び場、親同士や高齢者の交流の場として、街区公園や児童遊園などの身近な公園の活用を図ります。	C 継続	・取組は特に実施していない。	市民の生涯学習成果の発表の場として釜の淵公園において生涯学習フェスティバル・釜の淵新緑祭を開催	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)		
						公園にある遊具の安全点検や必要に応じた整備を行うとともに、街区公園に健康遊具の設置するなど、成人および高齢者へ利用促進を行った。	遊具の安全点検や整備、健康遊具等の適切な管理を行い、子どもから高齢者までが交流の場としての維持に努めた。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	施設および遊具については、修繕等を必要に応じて実施し、『公園施設等長寿命化計画』の策定に向けた検証へ	
44		永山公園整備計画の見直し、散策路、休憩地の整備などを進めます。		「永山公園整備計画」の見直し、散策路、休憩場所の整備などを進めます。	B 新規・拡充	永山公園の散策路整備については、一定の整備が完了しているが、休憩場所の整備が今後の課題である。	永山公園内の桜見本園の園路整備を予算化した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	桜見本園の園路整備	永山公園の整備
45		多摩川親水施設の整備を促進し、市民が川とふれあう機会づくりを進めます。		多摩川親水施設の整備を促進し、市民が川とふれあう機会づくりを進めます。	C 継続	事業推進のため関係各課と検討を行ない、京浜工事事務所との調整を開始した。	事業推進のため関係各課と検討を行ない、京浜工事事務所との調整を行った。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	継続実施	
						“水辺の楽校”基盤整備と関連して、平成21年度まで毎年、国土交通省京浜河川事務所に対して、整備を要請してきた。	実績なし 政権交代により要望事項についての調査がなくなったため	—	なし	
46		霞川調節池の上部利用については、市民の意向を把握するとともに都とも連携を図りながら、公園や広場としての整備を進めます。			C 継続	調節地上部の利用については、市民の意向を踏まえ整備工事を進めたことにより、初期の目標は達成された。	18年度から整備に着手し、22年度に園路等の整備を行い事業を完了した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的を達成した。	
47		段差の解消や「だれでもトイレ」の設置などにより、すべての人が公園を安全で快適に利用できるよう施設の改善を図ります。			C 継続	公園トイレのバリアフリー化について、(仮称)長淵3丁目公園および(仮称)霞川調節池上部広場に、だれでもトイレを設置した。	22年度の実績なし	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	継続実施	公園トイレのバリアフリー化
48		吹上しょうぶ公園は、ハナショウブのほか、春から秋へと季節の花が楽しめるような公園の整備と施設の充実を図ります。		吹上しょうぶ公園は、ハナショウブのほか、春から秋へと季節の花が楽しめるような公園の整備と施設の充実を図ります。	C 継続	北側斜面地に春から秋へ季節が楽しめるよう、キキョウ・リコリス等の植栽を行なったが管理面の対応が必要である。。水路については計画的に既設水路の整備を実施し施設の充実を図っている。	既設水路の整備を一部実施した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	花しょうぶの栽培・肥培や北側斜面地や池周辺の植栽等の計画的な管理態勢の確立	
49		震災時などの防災拠点として、防災水利の整備など、公園の防災機能を高めます。		震災時における一次避難所として、また、消防水利の整備など、公園の防災機能を高めます。	C 継続	平成21年度に長淵3丁目内の公園へ防火水槽を設置した。	実績なし	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	実施可能場所について検討する。	
						長淵3丁目市営住宅跡地に整備した公園については、公園整備に合わせて防火水槽を設置した。	新田山公園整備に当たり防災機能に配慮し、かまど式ベンチを設置した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	畑中3丁目公園の整備に当たり、かまど式ベンチの設置や防火水槽の設置場所の確保に努める。	
50		公園台帳・図面管理についてはOAを活用し、効率的な管理を進めます。			C 継続	公園台帳の電子データへの移行を実施。	公園台帳を電子電子データへ移行実施を随時行った。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	存在する公園等図面データの電子化実施	
第2節 生活環境の整備 第3 公園・緑地 (2) 市民参画による公園・緑地の管理										
51		市有地等を活用した市民参画による公園の整備と管理を検討します。		霞川調節池の上部、新田山調整池跡地、長淵3丁目市営住宅跡地など、市有地等を活用した市民参画による公園や広場の整備と管理を進めます。	B 新規・拡充	市民参画による公園づくりとして、霞川調節池の上部は18年度から整備を始め継続的実施している。長淵3丁目市営住宅跡地は20年度に広場21年度に公園として整備を実施した。管理についても地元へお願いしている。	長淵3丁目市営住宅跡地について市民参画による管理を行った。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	霞川調節池の上部、新田山調整池跡地の公園について、市民参画による管理を行っていく。	市民参画による公園づくり
52		吹上しょうぶ公園と梅の公園は、ガイドボランティアの充実に努めます。		吹上しょうぶ公園と梅の公園は、ガイドボランティアの充実に努めます。	C 継続	吹上しょうぶ公園のガイドボランティアについては、花しょうぶまつりに定着しており初期の目的は達成されている。	吹上しょうぶまつり期間中(25日間)に延べ140人のガイドボランティアが活動した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	23年度以降、吹上しょうぶまつりを観光事業の一環として展開していく。	

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)				
						平成22年3月現在、31名の方がボランティアとして登録しております。ガイドの話方・マナー、梅樹についての知識はもとより、青梅市の歴史や梅以外の植物についての講習会も行い、知識の向上に努めています。公園内のガイド以外にもテレビ局の取材にも積極的に出演しており、ガイドが目的で梅の公園に来られる方も多くいる。	平成22年度新規登録5名、既登録31名、合計36名がガイドボランティアとして登録し、24日間、述べ139名が梅の公園にてガイドを行った。なお、東日本大震災に伴い3月21日をもって梅まつりを終了した。またガイド講習会を4回行い、知識の向上に努めた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	平成23年度から吹上しょうぶ公園のガイドボランティアも所管し、梅の公園と共に青梅の魅力のアピールできるよう努める。	
53		公園遊具の安全点検にもとづく更新整備を進めるとともに、ボランティアの協力を得ながら、市民による公園管理を目指します。		公園遊具の安全点検にもとづく更新整備を進めるとともに、ボランティアの協力を得ながら、市民による公園管理を目指します。	C 継続	ボランティアにより大塚山いこいの森管理地部分の草刈り等を行った。 登録ボランティアによる永山公園の一部の管理地および新田山公園の植栽部分において、草刈りおよび支障木の伐採等を行った。	ボランティアにより大塚山いこいの森管理地部分の草刈り等を行った。(2回実施) 登録ボランティアによる永山公園の一部の管理地および新田山公園の植栽部分において、草刈りおよび支障木の伐採等を行った。(9回実施)	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	継続実施	大塚山いこいの森の整備 ボランティアによる公園・緑地の管理
第2節 生活環境の整備 第3 公園・緑地 (3) 緑地の保全										
54		崖線緑地、平地林など、市街地内の緑地については、既存の保全制度の活用とともに「青梅市緑地保全条例(仮称)」を制定し、樹林地の保全を図ります。		崖線緑地、平地林など、市街地内の緑地については、既存の保全制度の活用とともに「青梅市緑地保全条例(仮称)」を制定し、樹林地の保全を図ります。	C 継続	未達成の状況であるが、目的達成に向けて継続的に取り組む必要がある。	現状は手つかずの状況であるが、早期に取り組む必要がある。	E 現在ほとんど手をつけていない(10%以下)	早期に取り組む必要はあるが、緑の基本計画の改定時期がきているため、改訂後に取り組む。	釜の淵緑地の整備 市街地における樹林地の保全
第2節 生活環境の整備 第3 公園・緑地 (4) 緑化の促進										
55		公園、道路、その他の公共公益施設や事業所、住宅などの民有地緑化、ブロック塀の生け垣化などを促進するとともに生け垣維持への助成策を検討し、安全で潤いのあるまちづくりを進めます。		公園、道路、その他の公共公益施設や事業所、住宅などの民有地緑化、ブロック塀の生け垣化などを促進するとともに生け垣維持への助成策を検討し、安全で潤いのあるまちづくりを進めます。	C 継続	生け垣の助成事業については、着実に事業を進めているものの、生け垣維持へ向けた要綱の見直しが課題となっている。	助成事業の実績 生け垣設置件数4件、設置延長L＝35.5m 生け垣維持については、市町村の状況を調査した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	生け垣の保全も含め、国や都の動向を含め他市町村の状況を調査していく。	生け垣助成
56		緑地ボランティア活動、緑の普及啓発事業、「広報おうめ」、ホームページなどを通じて、市民の緑化意識の向上に努めます。		緑地ボランティア活動、緑の普及啓発事業、「広報おうめ」、ホームページなどを通じて、市民の緑化意識の向上に努めます。	C 継続	市民緑化の意識向上へ向けて、広報おうめおよびホームページにおいて努めている。	産業観光まつりにて緑化啓発を実施、緑地管理ボランティア新規会員を広報を利用して募集した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続実施	緑の普及啓発事業
第2節 生活環境の整備 第4 河川等 (1) 河川整備と防災機能の向上										
57		準用河川や普通河川の実態調査を実施しながら、防災機能や生態系に配慮した工法の選択、水質の保全などを計画的に推進します。		準用河川や普通河川の実態調査を実施しながら、防災機能や生態系に配慮した工法の選択、水質の保全などを計画的に推進します。	C 継続	河川区域の流路の実態調査については、平成20年度から開始し平成24年度に達成する予定である。	河川区域の流路の実態調査については、平成20年度から開始し平成24年度に達成する予定である。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	河川区域の流路の実態調査は、平成24年度に終了するが、不法占用や土砂たい積などの防止のため日常的に監察を行う。	
						河川の維持補修工事の実施については、生態系や水質の保全に配慮を行っている。	河川の維持補修工事の実施にあたり、生態系や水質の保全には、常に配慮を行っている。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	河川の維持補修工事の実施にあたり、生態系や水質の保全には、常に配慮を行う。	
58		地方分権一括法の施行に伴う国有財産特別措置法の一部改正により、国から譲与を受けた水路等の適正な管理を推進します。		「地方分権一括法」の施行に伴う「国有財産特別措置法」の一部改正により、国から譲与を受けた水路等の適正な管理を推進します。	C 継続	平成17年度に台帳の拡充を図るため、サーバー更新に合わせシステムを改修した。実態調査結果を台帳に反映し目的達成する予定である。	平成17年度に台帳の拡充を図るため、サーバー更新に合わせシステムを改修した。実態調査結果を台帳に反映し目的達成する予定である。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	平成24年9月から新サーバーに変更する予定である。	河川管理台帳整備事業
59		自然環境に配慮しながら、河川の治水機能向上のための整備を促進します。		自然環境に配慮しながら、河川の治水機能向上のための整備を促進します。	C 継続	大門川の溢水箇所における対策を実施して以降、溢水は確認されていない。また、沢や堰などの小河川においても治水機能の向上を図ることが出来、事業効果は大きい。 大門川については、今後、都の霞川改修事業に併せ、合流部分の対応を実施した上で、順次、上流へ向け整備を図る。	東京都の霞川改修事業に併せた対応を図るため、東京都の事業進捗状況を把握しながら、大門川の改修計画を策定した。 また、降雨時の大門川の状況等の把握に努めた。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	引き続き東京都の事業に協力しながら、大門川の改修に向けた対応を図る。 平成25年度工事へ向け、設計等を実施するが、あくまで都の事業の進捗に併せる必要がある。	河川改修
60		霞川は、都市計画河川として、豊かな水辺環境の復元をめざし、改修計画にもとづき、自然に配慮し、親水性のある整備を東京都へ要望します。		霞川は、都市計画河川として、豊かな水辺環境の復元をめざし、改修計画にもとづき、自然に配慮し、親水性のある整備を東京都へ要望します。	C 継続	平成21年度まで、東京都西多摩建設事務所および東京都建設局へ要請してきた。 今後も、事業認可区間の整備完成に向けて要請していく。	東京都西多摩建設事務所および東京都建設局へ事業認可区間の整備完成に向けて要請した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	東京都西多摩建設事務所および東京都建設局へ、事業認可区間の整備完成に向けて要請を継続していく。	
						関連する事業として、霞川調節地の上部については都から占用許可を受けて整備工事を実施しており、22年度に完了した。	関連する事業として、公園整備工事を実施した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	-	

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績およびH22～24年度執行見込みを踏まえた検証 実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容						
61		成木川、黒沢川などは、危険箇所の改修促進とともに、自然環境や親水性に配慮した整備を東京都へ要望します。また、下水道計画による整備を進め自然環境を守ります。		成木川、黒沢川などは、危険箇所の改修促進とともに、自然環境や親水性に配慮した整備を東京都へ要望します。また、下水道計画による整備を進め自然環境を守ります。	C 継続	平成21年度まで、地元の要望等をふまえ、危険箇所の改修を東京都西多摩建設事務所に要請してきた。	地元の要望等をふまえ、危険箇所の改修を東京都西多摩建設事務所に要請した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	地元の要望等をふまえ、危険箇所の改修を東京都西多摩建設事務所に要請を継続していく。	

第2節 生活環境の整備 第4 河川等 (2) 潤いのある水辺環境づくり

62		公共下水道の整備を推進するとともに、「広報おうめ」による啓発活動、ごみのポイ捨て防止、バーベキューの利用規制、生活排水や事業所排水の浄化、肥料・農薬の適正使用などにより、河川の水質汚濁の防止を図り、河川の浄化に努めます。		公共下水道の整備を推進するとともに、「広報おうめ」による啓発活動、ごみのポイ捨て防止、バーベキューの利用規制、生活排水や事業所排水の浄化、肥料・農薬の適正使用などにより、河川の水質汚濁の防止を図り、河川の浄化に努めます。	C 継続	「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」の施行と、これにともなう広報等の啓発活動を実施した。	「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」の施行と、これにともなう広報等の啓発活動を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	青梅、東青梅、河辺の主要3駅頭に設定した美化推進重点地区における巡回活動や、自治会連合会による啓発活動を通じ、啓発を進めている。	
						環境美化委員連合会により河川敷のバーベキュー客等に対するごみ持ち帰り指導と美化活動を実施した。	環境美化委員連合会により河川敷のバーベキュー客等に対するごみ持ち帰り指導と美化活動を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続き環境美化委員連合会により河川敷のバーベキュー客等に対するごみ持ち帰り指導と美化活動を実施し、美化意識の向上に努めたい。	
						河川の水質汚濁の防止を図るため、未普及地区である第3期、小曾木事業区域等への下水道汚水管整備を進めた。	未普及地域である第3期、小曾木事業区域等へ、下水道汚水管の整備(23ha)を進めた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	平成18年度に事業計画を定めた第3期および小曾木事業区域の汚水管整備(88ha)を進める。	
63		河川環境の保全などに関わるNPOやボランティアへの支援と、活動の促進を図ります。		河川環境の保全などに関わるNPOやボランティアへの支援と活動の促進を図ります。	C 継続	平成20年度に「水辺の連絡会」を発足し、協働事業を展開中である。	4つの市民団体との間で、ガサガサ水辺の探検隊他、全部で6回の事業を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	青梅子どもの水辺協議会の登録と既存事業の充実・拡大を図る。	
64		渓流カヌーや渓流釣りのメッカとして、水辺のスポーツの振興を図るとともに、水辺に親しむ施設整備により河川の親水機能の向上を図ります。		渓流カヌーや渓流釣りのメッカとして、水辺のスポーツの振興を図るとともに、水辺に親しむ施設整備により河川の親水機能の向上を図ります。	C 継続	多摩川へのアクセスを向上させるための施設整備については、平成21年度まで、国土交通省京浜河川事務所へ左岸・右岸ともに要請してきた。長淵地内では、堤防設置に合わせて河川へ下っていく階段が設置された。	多摩川へのアクセスを向上させるための施設整備について、国土交通省京浜河川事務所へ左岸・右岸ともに要請してきた。	—	今後も、必要と考えられる部分、地元の要望がある部分等について、国への要請を行っていく。	多摩川親水施設の整備
						未達成であるが、多摩川親水施設の整備については、関係課と検討を行ない国との調整を進めている。	22年度の実績なし	E 現在ほとんど手をつけていない(10%以下)	継続実施	多摩川親水施設の整備

第2節 生活環境の整備 第5 上水道 (1) 安定した水の供給

65		未給水地区の解消に向けて配水管の整備を進めるとともに、老朽化している施設の改修に努めます。		漏水防止の目的から、連合線解消に向けて配水管の整備を進めます。	B 新規・拡充	成木8丁目(白岩地区)未給水地区の解消を目的に、平成22、23年度に配水管の整備予定、増圧ポンプ施設は平成24年度に水道局において整備予定である。漏水防止目的での連合線の解消については、漏水履歴がある箇所を選定し実施した。	成木8丁目(白岩地区)未給水地区の解消を目的に、配水管新設整備として内径75mm 延長約1.880mを実施した。また、漏水防止を目的とした連合線の解消や管路のループ化等を目的に、内径75～500mm延長約3.140mの配水管新設整備を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	受託水道事業の段階的な解消が進められ、平成24年度(平成24年4月1日から)受託水道事業の全てが解消され、東京都水道局に一元化されることから、平成23年度については、配水管の新設整備のほか、受託水道事業の移行に向けた引継ぎ等の事務を実施する。	配水管新設事業施設の老朽化に伴う整備事業
66		塩化ビニル管や無ライニング管の取替えなどを計画的に推進し、有収率の向上を図ります。		経年管や初期ダクタイル管を計画的に取り替え、配水管の耐震性の向上に努めます。	B 新規・拡充	計画以上の事業を行うことができた。	概ね計画どおり事業を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	受託水道事業の段階的な解消が進められ、平成24年度(平成24年4月1日から)受託水道事業の全てが解消され、東京都水道局に一元化される。	配水管布設替事業
67		浄水所の浄水方法について、さらに安全で確実なものにするために、順次膜ろ過方式(注)の導入を促進します。注)膜ろ過方式：沈殿池を使わずに、膜の微細な孔に原水を通過させるろ過方式で、細菌やウィルスなどを完全に除去できる。		浄水所の浄水方法について、さらに安全で確実なものにするために、東京都で整備中の日向和田浄水所、成木浄水所における膜ろ過方式(注)の整備を促進します。	C 継続	平成16年度から全面改造工事を行っていた日向和田浄水所が平成20年7月に、平成19年度から整備を進めていた成木浄水所が平成22年5月に完成し膜ろ過方式による浄水処理を開始した。	平成16年度から全面改造工事を行っていた日向和田浄水所が平成20年7月に、平成19年度から整備を進めていた成木浄水所が平成22年5月に完成し膜ろ過方式による浄水処理を開始した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	受託水道事業の段階的な解消が進められ、平成24年度(平成24年4月1日から)受託水道事業の全てが解消され、東京都水道局に一元化される。	膜ろ過方式導入
68		水道月間行事の水道なんでも相談、生涯学習の場、「広報おうめ」を活用し、水資源の大切さや節水方法などの啓発を図ります。		水道月間行事の水道なんでも相談、生涯学習の場、「広報おうめ」を活用し、水資源の大切さや節水方法などの啓発を図ります。	C 継続	平成15年9月青梅市民センターにおいて、老壮大学、長寿会を対象に水道出前講座を実施、平成19年1月に河辺市民センターで消費者団体を対象に出前講座を実施した。また、毎年、水道月間行事として市役所玄関ホールで「水道なんでも相談」を実施した。	今年も水道月間行事として市役所玄関ホールで「水道なんでも相談」を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	受託水道事業の段階的な解消が進められ、平成24年度(平成24年4月1日から)受託水道事業の全てが解消され、東京都水道局に一元化される。	

第2節 生活環境の整備 第6 下水道 (1) 全市水洗化

69		小曾木・成木事業区域の公共下水道は、地域のまちづくりとの整合を図り、住民の理解を得ながら、多摩川上流処理区へ編入し、整備を推進します。		第3期および小曾木事業区域の污水排水施設の整備を進めます。なお、事業の進捗状況に合わせた公平な受益者負担を図ります。	B 新規・拡充	第3期および小曾木事業区域ともにおおむね整備計画により事業を進めている。	未普及地域である第3期、小曾木事業区域等へ、下水道汚水管の整備(23ha)を進めた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	平成18年度に事業計画を定めた第3期および小曾木事業区域の汚水管整備(88ha)を進める。	下水道(汚水)整備
----	--	---	--	--	---------	--------------------------------------	--	------------------------	---	-----------

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績およびH22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証(達成に向けた課題含む)				
						負担区ごとに適正な受益者負担金額を算出し、事業の進捗状況に合わせた公平な受益者負担金の賦課、徴収を実施した。	小曾木事業区域について新たに負担区を定め、受益者負担金の賦課・徴収を開始した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続き、工事の進捗状況に合わせて、小曾木地区等への新規賦課徴収を継続する。	下水道(汚水)整備
70		第3期事業区域は、多摩川上流処理区として整備を推進します。		御岳山および成木事業区域の整備事業計画の作成を進めます。	B 新規・拡充	御岳山、成木事業区域ともに、ほぼ計画どおり進んでいる。	御岳山、成木事業区域ともに、基本設計を実施した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	下水道汚水管の次期整備計画を作成し、法にもとづく事業計画の認可を取得する。	
71		第1期、2期区域の未整備箇所の解消に努めます。			C 継続	第1期事業区域については、平成22年度に整備完了見込みである。	第1期事業区域については、3箇所の枝線整備工事を実施し、整備が完了した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	第2期事業区域の未整備箇所の解消に努める	
72		中継ポンプ場の施設改修を推進し、管きょなど下水道施設の適正な維持管理を行います。		汚水中継ポンプ場の計画的な施設改修と管路施設の適正な維持管理を行います。	C 継続	ポンプ場改修については、計画どおり行うことができた。管路施設等の管理についても適正に行えた。	ポンプ場改修については、平成10年度に作成した公共下水道中継ポンプ場施設改築・修繕全体計画にもとづき、日向和田第二汚水中継ポンプ場電気設備改修工事を実施した。管路施設等の管理についても適正に行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	公共下水道中継ポンプ場施設改築・修繕全体計画にもとづき、日向和田第二ポンプ場および北部汚水中継ポンプ場の設備改修工事を実施する。 また、北部汚水中継ポンプ場の設備改修にあたっては、国の補助制度(長寿命化制度)を活用するために、5年間を計画期間とする長寿命化計画を策定し、設備改修に着手する必要がある。	
73		水洗便所改造資金貸付事業の周知等により、水洗化率の向上を図ります。		水洗便所改造資金貸付事業の周知等により、水洗化率の向上を図ります。	C 継続	全市水洗化に向けて新供用開始区域等に対し、水洗便所改造資金貸付事業の周知等を行った。また、水洗便所改造資金貸付規則の一部改正を実施し、資金の貸付限度額等を改正した。	新供用開始区域(主に御岳本町地区)に対し戸別訪問し、早期接続の依頼と水洗便所改造資金貸付事業等の周知を行った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続き、新供用開始区域(主に御岳、二俣尾地区)に対し戸別訪問し、早期接続の依頼と合わせて、水洗便所改造資金貸付事業等の周知を行う。	
第2節 生活環境の整備 第6 下水道 (2) 雨水対策の推進										
74		多摩川上流流域下水道雨水幹線の整備に併せて、東部地区の雨水管きょを整備し、いっすい溢水の解消を進めます。		東部地区における雨水排水施設の整備を進めます。	C 継続	当面の雨水排水施設整備については、完了した。	既設排水施設の排水能力を確保するため、口径600mmの雨水管63メートルの整備を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	今後の溢水状況等によっては、雨水管の整備を検討する。	下水道(雨水)整備
75		雨水浸透施設等助成制度を設け、雨水浸透ますの普及による、地下水のかん養と治水効果を図ります。		雨水浸透施設等助成制度により、雨水浸透ますを普及し、地下水のかん養と治水効果を図ります。	C 継続	雨水浸透施設については、目的達成のための有効な手段であることから、このまま継続して行う必要がある。	雨水浸透ます45件・198個・6178千円を実施した。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	前年の事業内容で継続して進める。目標達成には、長期的取り組みが必要。	雨水浸透施設等助成制度
76		豪雨時における溢水浸水被害箇所防止のため雨水対策施設の整備を進めます。			C 継続	道路排水施設については、雨水管、側溝、集水樹の新設、補修等により、道路冠水、宅地への雨水流入の抑制など、適切な対応を図ってきた。 今後も、整備が必要な場合は、速やかに実施する必要がある。	道路排水施設については、側溝、集水樹の新設、補修等により、道路冠水、宅地への雨水流入の抑制など、適切な対応を図った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続き排水方法の改善検討等も含め、対応する。	雨水対策施設整備
第2節 生活環境の整備 第7 環境衛生・環境美化 (1) 市民斎場等の整備(前期 火葬場等の整備)										
77		老朽化した火葬場について、近代的な機能を備えた施設として改築を進めます。また、併せて利便性の向上に向けて、火葬場と斎場を結ぶ地下連絡通路の整備を進めます。		開設から10年を経過する市民斎場について、計画的な改修を行い、安全性の確保と良好な環境を整備します。	C 継続	火葬場については、平成19年2月に改修済み。 市民斎場については、予定していた改修は平成24年には終了する見込みである。	屋上等防水工事および外部鉄部塗装修繕を行なった。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	外壁タイル補修、エレベーターの遮煙、防火戸の設置	火葬場改修 市民斎場の整備
78		利用者の利便性向上のため、駐車台数の増加に努めます。		市民斎場・火葬場利用者の利便性向上のため、駐車台数の増加に努めます。	C 継続	平成19年に火葬場駐車場を整備し、駐車台数の増加に努めた。	引き続き駐車場の増加および整備に努める。	E 現在ほとんど手をつけていない(10%以下)	引き続き駐車場の増加および整備に努める。	
79		墓地公園の通路、緩衝山林を整備し周辺環境や景観にふさわしい安全で安らぎのある維持管理を図ります。		墓地公園の通路、緩衝山林を整備し周辺環境や景観にふさわしい安全で安らぎのある維持管理を図ります。	C 継続	平成19年に火葬場駐車場を整備する際に、駐車場への通路を整備した。		A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)		
						老朽化しつつある園内の通路の整備補修、緩衝山林における倒壊の恐れのある樹木の除去などを実施している。	老朽化しつつある園内の通路の整備補修、緩衝山林における倒壊の恐れのある樹木の除去などを実施している。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	積み石によるよう壁・階段補修を行って転落防止柵を設置する。	
第2節 生活環境の整備 第7 環境衛生・環境美化 (2) 環境美化の推進										
80		子どもの時からの環境教育の推進や各地区・団体などによる清掃ボランティア活動を促進するとともに、市民、事業者、観光客への啓発に努め、ごみのポイ捨て防止やごみの持ち帰り運動の拡大を図ります。		環境学習の推進や各地区・団体などによる環境美化活動を促進するとともに、市民や観光客への啓発に努め、ごみのポイ捨て防止やごみの持ち帰り運動の推進を図ります。また、あき地の管理について、監視、指導に努めます。	C 継続	「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」の施行と、これにともなう広報等の啓発活動を実施した。	「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」の施行にともない、駅頭キャンペーンや巡回活動、広報等を通じて啓発に努めた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	自治会連合会、たばこ増収協議会、日本たばこ産業等と連携し、引き続き啓発に努める。	

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績およびH22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)				
						ごみ減量講座により環境学習の推進を図った。また、各種団体による環境美化活動を推進した。	ごみ減量講座により環境学習の推進を図った。各種団体による環境美化活動を推進した。不法投棄防止のためのパトロールを実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続きごみ減量講座により環境学習の推進を図りたい。また、各種団体による環境美化活動を推進したい。引き続き不法投棄防止のためのパトロールを実施したい。	
81		警察や郵便局、新聞販売店、森林組合、タクシー会社などの連携を図りながら、不法投棄の摘発と未然防止に努めます。		警察や郵便局、新聞販売店、森林組合、タクシー会社および市民と連携・協力を図りながら、不法投棄の摘発と未然防止に努めます。	C 継続	情報提供の入手は、数少ないため、連絡体制の見直しの必要あり。	郵便局員からの情報提供が数件あった。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	郵便局など「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を締結している事業所の連絡会議を開催し、情報提供を求めている。	不法投棄防止監視活動協定

第2節 生活環境の整備 第7 環境衛生・環境美化 (3) 生活環境の整備

82		計画的に公衆トイレの水洗化を進め、水洗化が困難な地域においては、バイオトイレの設置を進めます。		公衆トイレについて、水洗化を図るとともに水洗化が困難な地域においてはバイオトイレへの更新を図ります。また、東青梅北口トイレは駅前整備事業に合わせて整備を図ります。	B 新規・拡充	公衆トイレの水洗化については、「とうきょうトイレ整備事業」の補助金を受け平成22年度末に設置する見込みである。バイオトイレについては、使用頻度・地元からの要望等を勘案し、計画的に設置する。東青梅北口トイレは駅前事業に合わせて計画を進めている。	公衆トイレの水洗化については、「とうきょうトイレ整備事業」の補助金を受け平成22年度末に1箇所実施した。(長淵3丁目水泳場脇公衆便所)	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	公衆トイレの更新整備
83		使用頻度の高い駅前トイレなどについては、事業者による清掃を維持し、その他のトイレについては、市民の協力を得ながら地域での管理を促進します。		使用頻度の高い駅前トイレの清掃を徹底し、その他の公衆トイレについては、市民の協力を得ながら地域での管理を促進します。	C 継続	駅前トイレの清掃については、委託業者に対し、仕様書に基づいた清掃を徹底するよう指導するとともに、市職員によって定期的に清掃状況の確認を行い、状況に応じて監察を行っている。その他の公衆トイレについては、清掃を依頼している市民の方々から毎月提出される清掃報告書にて状況を確認し、必要に応じて清掃状況を確認している。	駅前トイレの清掃については、委託業者に対し、仕様書に基づいた清掃を徹底するよう指導するとともに、市職員によって定期的に清掃状況の確認を行い、状況に応じて監察を行っている。その他の公衆トイレについては、清掃を依頼している市民の方々から毎月提出される清掃報告書にて状況を確認し、必要に応じて清掃状況を確認している。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。なお、平成23年度は、緊急雇用創出事業を活用し、大規模清掃を実施する予定である。	
84		公共下水道の整備と水洗化の促進により、し尿処理量は減少傾向にあります。公共下水道への接続を促進しながら、し尿と汚泥の運搬・処理体制の維持に努めます。		公共下水道への接続を促進しながら、し尿と汚泥の運搬・処理体制の維持に努めます。	C 継続	処理施設機器の計画的な交換・更新	し尿処理施設の中央監視盤制御装置を更新	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	し尿処理施設の長寿命化を図るため計画的にポンプ類等を更新する。	し尿処理施設機器更新事業

第2節 生活環境の整備 第8 ごみ処理・リサイクル (1) ごみの減量化・再利用・再生利用

85				ごみの減量化(リデュース)、再利用(リユース)、資源の再生利用(リサイクル)に、ごみの発生源となるものの受け入れを断る(リフューズ)を加えた4Rの取組を促進し、循環型社会の実現を図ります。このため、市民、事業者、行政の連携により、ごみ減量・リサイクルの意識啓発、ごみの発生抑制、資源物のリサイクルの仕組みづくり、排出されたごみの適正処理を推進します。	B 新規・拡充	4Rの取り組みを促進し、循環型社会の実現のため、ごみ分別ハンドブックの発行や、ごみ減量リサイクル通信、広報等を用いて資源ごみの分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図った。	4Rの取り組みを促進し、循環型社会の実現のため、ごみ分別ハンドブックの発行や、ごみ減量リサイクル通信等を用いて資源ごみの分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	4Rの取り組みを促進し、循環型社会の実現のため、ごみ分別ハンドブックの改定版「ごみ減量・リサイクルハンドブック」を活用し、ごみ減量リサイクル通信等を用いて資源ごみの分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図りたい。	ごみの排出抑制と資源化推進事業
86		学校、地域でのごみ減量・リサイクル・環境に関する講座や「広報おうめ」を活用して、市民のごみ問題への意識の向上に努め、環境に配慮した商品などを購入する消費者(グリーンコンシューマー)に向けて、市民活動を促進します。		ごみ減量・リサイクル・環境に関する講座や「広報おうめ」、ホームページを活用して、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上に努め、環境に配慮した商品などを購入する消費者(グリーンコンシューマー)を育てるための活動を促進します。また、児童生徒が環境問題やごみ問題への理解を深めるための事業の充実を図ります。	C 継続	ごみ減量講座により環境学習の推進を図り、ごみ減量・リサイクル意識の向上に努めた。	ごみ減量講座や環境学習等(30件・1,353人)を行い、ごみ減量、リサイクル意識の向上に努めた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続きごみ減量講座や環境学習の推進を図り、ごみ減量・リサイクル意識の向上に努めたい。	市民環境講座 ごみ減量講座
87		住宅や家具などの長期使用、使い捨て商品の使用削減、過剰包装の抑制と買い物袋の持参、期限切れ食品や調理くずなどの生ごみの排出抑制、水切りの徹底と生ごみ処理機による生ごみの堆肥化など、ごみの減量化を促進し、リユース・リサイクルと併せて、「市民一人1日100gのごみ削減」(チャレンジ100)を進めます。		具体的な目標である「市民ひとり1日100gのごみ削減」(ごみ減量チャレンジ100)を引き続き進めます。	C 継続	ごみ分別ハンドブックの発行や、ごみ減量リサイクル通信、広報等を用いて資源ごみの分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図った。目標値760gについて平成21年度は783gまでに近づいた。	ごみ分別ハンドブックの発行や、ごみ減量リサイクル通信、広報等を用いて資源ごみの分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図った。目標値760gについて今年度は775gまでに近づいた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続きごみ分別ハンドブックの発行や、ごみ減量リサイクル通信、広報等を用いて資源ごみの分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図り、目標760gを達成したい。	

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容						
88				「一般廃棄物処理基本計画」の改訂を行うとともに、家庭でのごみの分別の徹底と、収集されたごみの再生利用(リサイクル)を促進し、ごみの減量化を図ります。 また、給食残さなどの生ごみの減量に努め、たい肥等への資源化に取り組みます。	B 新規・拡充	平成18年3月に、一般廃棄物処理基本計画を改訂した。 生ごみの堆肥化モニターについて年2回、各回約30人で計画どおり行うことができた。今後も推進する必要がある継続する。	平成18年3月に、一般廃棄物処理基本計画を改訂した。 生ごみの堆肥化モニターについて年2回、各回約30人で計画どおり行うことができた。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	平成24年3月に、一般廃棄物処理基本計画を改訂する。 生ごみ堆肥化モニターは募集人員を各回45人に拡大する。	生ごみの堆肥化推進 給食残さ等生ごみの資源化推進事業 環境保全型農業の推進事業
						給食残さの減量については、調理作業の工夫による野菜等の廃棄部分の減少、および、栄養のバランスを考えながら、児童生徒の嗜好を考慮した献立の提供などにより、食べ残しの減少を図っている。また、平成19年度から給食残さの堆肥化を実施した。	給食残さの減量については、調理作業の工夫による野菜等の廃棄部分の減少、および、栄養のバランスを考えながら、児童生徒の嗜好を考慮した献立の提供などにより、食べ残しの減少を図っている。また、平成19年度から給食残さの堆肥化を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続き、給食残さの減量につとめ、堆肥化については継続して実施する。	生ごみの堆肥化推進 給食残さ等生ごみの資源化推進事業 環境保全型農業の推進事業
89		フリーマーケットの開催など、不要品の再利用(リユース)を促進します。			C 継続	リサイクルフェスティバルの中で、フリーマーケットを開催した。(平成19年度で廃止した)	粗大ごみを再生し販売するリサイクル事業所の活動を、継続して実施した。 平成22年度販売点数 6,729点	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続き、リサイクル事業所等での不要品の再利用(リユース)を促進する。	
90		ビン、缶、新聞、雑誌、段ボール、ペットボトル、トレイ、牛乳パックなどの資源ごみの分別収集と再生利用(リサイクル)を促進し、ごみの減量化を図ります。			C 継続	ごみ分別ハンドブックの発行や、ごみ減量リサイクル通信、広報等を用いて資源ごみの分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図った。	ごみ分別ハンドブックの発行や、ごみ減量リサイクル通信、広報等を用いて資源ごみの分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	引き続きごみ情報紙、広報等を用いてごみ分別、リサイクルの促進、ごみの減量化を図りたい。	
91		家電リサイクル法にもとづき、事業者の収集体制の整備を促進するとともに、家電製品の廃棄方法について市民への周知を図ります。			C 継続	ごみ分別ハンドブックやホームページで、廃家電の処分方法の周知を図った。	ごみ分別ハンドブックやホームページで、廃家電の処分方法の周知を図った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	ごみ分別ハンドブックの改定版「ごみ減量・資源リサイクルハンドブック」やホームページで廃家電の処分方法の周知を図りたい。	
92		廃棄物処理法などにもとづき、事業系ごみの適正な処理を促進します。			C 継続	マニフェストによる事業系ごみの搬入については、搬入場所において随時実地検査を行い、不適正ごみの搬入を防ぐ。また、小規模事業所が「指定収集袋」での排出を行う場合には、「事業系収集袋」を使用することを徹底する。	マニフェストによる事業系持込みごみを搬入場所において延べ205台について調査をした。 小規模事業所530社に対して、事業系指定収集袋での排出指導を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	小規模事業所の事業系指定収集袋での排出指導については、ほぼ終了した。 搬入場所での事業系持込みごみの中身調査については、継続していく。	事業者への行政指導と要請
第2節 生活環境の整備 第8 ごみ処理・リサイクル (2) ごみ処理体制の整備										
93		リサイクルセンターのごみ処理施設の補修・保全については計画的な対応を図ります。		リサイクルセンター施設の計画的な補修および改修を図ります。	C 継続	施設の改修については、容器リサイクル法に基づき、適正な処理を履行するため圧縮梱包施設整備工事を実施し、20年度に圧縮梱包機を増設、21年度に小袋破袋機を設置した。その他、一部未達成のものについても、継続し今後も計画的な補修および改修を図る必要がある。	リサイクルセンター施設について、計画的な補修および改修を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	今後もごみの減量化、資源の再利用等のごみの適正処理を図り、資源循環型社会の実現を目指すため、引き続き継続して整備を行う必要がある。	リサイクルセンターごみ処理施設の補修・保全
94						平成20年7月時、粗大ごみ収集車両4台(ＣＮＧ車)を更新終了し、さらに、平成21年10月時、不法投棄巡視・収集および河川ごみ収集用軽貨物ダンプカー車両1台の更新終了	車両更新は完了	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	車両更新は完了	ごみ収集車両更新
95		容器包装リサイクル法にもとづくプラスチック製容器類処理施設を設置するための法にもとづく調査を実施します。		「廃棄物処理法」などにもとづき、ごみの適正な処理を促進します。	B 新規・拡充	平成15年6月容器包装プラスチックとペットボトルの容器包装リサイクル法による処理を開始した。平成19年4月容器包装プラスチックの分別収集を開始、平成20年4月容器包装プラスチック専用指定収集袋を導入、分別の徹底を図るとともに、平成20年9月容器包装プラスチックの圧縮梱包機を増設し、全量処理に努めた。	容器包装プラスチックごみの全量処理に努めた。 リサイクルセンター搬入量 2,879.86トン 容器包装リサイクル法処理量 2,262.94トン 資源化率:78.6%	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	容器包装プラスチックごみの全量処理に努める。	容器包装リサイクル法への対応
96		焼却残さの資源化を図るエコセメント化施設建設事業を推進します。		焼却残さを原料としたエコセメントの利用に努め、資源のリサイクルを推進します。	C 継続	平成18年6月、二ツ塚廃棄物広域処分場内に「東京たまエコセメント化施設」が竣工した。平成18年7月から稼働を開始し、焼却残さを全量セメントにリサイクルする事業を進め、二ツ塚処分場の延命化を図った。	エコセメント化施設の稼働により、最終埋立処分量が削減され、二ツ塚処分場の使用期間が当初予定の16年間から30年間以上に延ばすことができた。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	今後もエコセメント施設が順調稼働を続けられるように支援していく必要がある。	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金(多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業

快適で安全な生活環境の街

基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画	
番号	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)				
第2節 生活環境の整備 第9 環境保全 (1) 地球環境の保全										
97		「環境基本計画」と「環境行動指針」を策定し、それらを活用することで市民、事業者、行政が連携した環境保全活動を推進します。		「青梅市環境基本計画」と「青梅市環境行動指針」にもとづき、市民、事業者、行政が連携した環境保全活動を推進します。	C 継続	「青梅市環境連絡会」は青梅市の環境問題に対する、市民、事業者、行政による連携組織として平成20年度に発足した。現在クール・ウォームビズをはじめ全市的な取組を進めているところである。しかしながら、環境基本計画における多様な取組、目標の達成に対しては、今後も一層の組織の拡充と、行政全体との連携を密に行っていく必要がある。	「青梅市環境連絡会」による取り組みは、前年のウォームビズ、打ち水等に加え、エコドライブ、クールアース・デー(ライトダウン)を実施し、拡大しつつある。 また、直接市民に向けた取り組みとして、太陽光発電、高効率給湯器等の家庭用新・省エネ機器導入補助金交付事業、みどりのカーテン普及を目的としたモニター事業、家庭から排出される二酸化炭素を量る簡易計算機、CO2カルクを用いた省エネチャレンジファミリー事業を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	既存の取り組みの充実とともに、さらに新規事業の開拓を図る。	環境基本計画の推進(環境基本計画策定)
98		環境学習や環境調査などの実施と参加を促進し、市民の環境保全への意識の向上を図ります。		環境学習や環境調査などの実施と参加を促進し、市民の環境保全への意識の向上を図ります。	C 継続	市民団体、事業者等との協働により、環境に関する講座や講演会を実施している。	市民団体との協働で環境フェスタを開催し、環境保全の意識向上を図った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	自然観察講座や青梅の森に特化したボランティア講座を開催し、市民の環境保全の意識向上を図る。	
99		「地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁用自動車の低公害車化と使用の抑制、事務事業における省エネルギーの取組などにより、温室効果ガス排出抑制を推進します。		「青梅市地球温暖化対策実行計画」にもとづき、庁用自動車の低公害車化と使用の抑制、事務事業における省エネルギーの取組などにより、温室効果ガス排出抑制を推進します。	C 継続	平成15年度車両台数197台、共用車20台、低公害車14台が平成22年度現在車両台数183台、共用車41台、低公害車70台と車両の削減、共用化、低公害車化の推進は図られている。また、平成20年度から共用の庁用自転車をも10台配備している。今後は、共用化による車両台数の削減や共用自転車の活用による更なる温室効果ガス排出抑制が必要である。	平成15年度車両台数197台、共用車20台、低公害車14台が平成22年度末現在車両台数183台、共用車41台、低公害車70台と車両の削減、共用化、低公害車化の推進は図られている。また、平成20年度から共用の庁用自転車をも10台配備し、近隣の移動に活用している。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	集中管理による共用車化を促進し、車両台数の更なる削減を図る。今後、集中管理を促進するための車両配備を計画的に実施するためのガイドラインを策定する。 また、車両の更新にあたっては、新エネルギー利用車等の低公害車化を図る。	地球温暖化対策実行計画の推進(策定) 庁用自動車の低公害車化
						アイドリングストップ装置の導入により、エコドライブの意識向上に努めている。また、補助金活用による、ごみ収集車両の天然ガス車両切り替え、給食配送車におけるBDF(バイオディーゼルフューエル)の導入実験(いずれもごみ対策課)など、多面的な取組を行なっている。	アイドリングストップ装置の導入により、エコドライブの意識向上に努めている。また、給食配送車におけるBDF(バイオディーゼルフューエル)の導入実験(ごみ対策課)など、多面的な取組を行なっている。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	地球温暖化対策実行計画の推進(策定) 庁用自動車の低公害車化
第2節 生活環境の整備 第9 環境保全 (2) 公害防止体制の推進										
100		水質、大気、土壌などの汚染、騒音、振動、悪臭などの監視を行い、発生源に対しては、適正な管理や改善の指導を図ります。特に、採石事業や工場などへの監視・指導体制を強化し、公害の未然防止に努めます。		水質、大気などの環境調査を実施し状況の把握に努めるとともに、騒音、振動、悪臭などの監視を行い、発生源に対しては、適正な管理や改善の指導を図ります。特に、工場や採石事業などへの監視・指導体制を強化し、公害の未然防止に努めます。	C 継続	水質、大気、騒音などの環境調査を定期的に実施し、状況の把握および監視を行っている。調査結果については、青梅市の広報、ホームページおよび青梅市環境報告書を作成し、公表している。苦情(環境に影響を与える事故を含む)対応に関しては、関係法令の順守を徹底するとともに、公害の未然防止策等を講じるよう指導している。	水質、大気、騒音などの環境調査を定期的に実施し、状況の把握および監視を行っている。調査結果については、青梅市の広報、ホームページおよび青梅市環境報告書を作成し、公表している。苦情(環境に影響を与える事故を含む)対応に関しては、関係法令の順守を徹底するとともに、公害の未然防止策等を講じるよう指導している。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	環境調査の実施公表
101		環境ホルモン(ダイオキシン類などの内分泌かく乱化学物質)など、新しい環境問題に対して情報の収集と対策を進めます。		環境ホルモン(ダイオキシン類などの内分泌かく乱化学物質)などの環境問題に対して、情報の収集と対策を図ります。	C 継続	国および東京都などから発信される情報の収集に努めている。	国および東京都などから発信される情報の収集に努めている。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	
102		市全域の水洗化による水質保全、野焼きや不法投棄の防止、農薬や肥料の適正使用など、市民や事業者の環境保全の取組を促進します。			C 継続	青梅市の広報およびホームページにて、公害の未然防止等に関する情報等を定期的に掲載することにより、啓発を行っている。	青梅市の広報およびホームページにて、公害の未然防止等に関する情報等を定期的に掲載することにより、啓発を行っている。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	
103		公害の広域化に対し、都や他市区町村との連携を図りながら環境保全対策を進めます。		広域的に公害防止を図るため、東京都や他市区町村との連携を図りながら環境保全対策を進めます。	C 継続	東京都の市で構成している「東京都市環境・公害事務連絡協議会」において定期的に開催される協議会に出席し、都市公害に関する調査、研究等を行うとともに、関係諸機関との連携協調を図っている。	東京都の市で構成している「東京都市環境・公害事務連絡協議会」において定期的に開催される協議会に出席し、都市公害に関する調査、研究等を行うとともに、関係諸機関との連携協調を図っている。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	
104				建築物解体工事について、アスベストの飛散防止を図るため東京都と協力し監視・指導に努めます。	B 新規・拡充	アスベストを含む建築物の解体工事の申請があった際は、事業者に対し、関係法令を順守するよう指導するとともに、東京都と連携を図り、監視・指導に努めた。	アスベストを含む建築物の解体工事の申請があった際は、事業者に対し、関係法令を順守するよう指導するとともに、東京都と連携を図り、監視・指導に努めた。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	
105				大規模な開発事業等について公害の防止、環境の保全等を図るため、東京都と協力し、環境への影響について適正な環境配慮が行われるように努めます。	B 新規・拡充	大規模な開発事業等については、事業者に対し、関係法令を順守するよう指導するとともに、東京都と連携を図り、適正な環境配慮が行えるよう努めた。	大規模な開発事業等については、事業者に対し、関係法令を順守するよう指導するとともに、東京都と連携を図り、適正な環境配慮が行えるよう努めた。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	目的達成のための有効な手段であることから、現行どおり継続して行う必要がある。	

快適で安全な生活環境の街

基 本 施 策				前期の評価		平成22年度実施検証		平成23年度検証		事業計画	
番号	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名	
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)					
第3節 生活安全の確保 第1 消防・防災 (1) 消防体制の強化											
106		常備消防や非常備消防体制の強化に向けて、消防設備の整備・充実を促進し、消防車両の更新を図ります。		常備消防や非常備消防体制の強化に向けて、消防設備の整備・充実を促進し、消防器具置場の整備および消防車両の更新を図ります。	C 継続	実績： 消防ポンプ車13台更新、積載車1台総務省から貸与 消防器具置場6か所改修 見込み： 消防ポンプ車3台、積載車12台更新予定 消防器具置場3か所改修予定	消防車の更新は該当なし 消防器具置場改修1箇所	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	ポンプ車2台をNox P M法対応措置を施し使用を延長する。 積載車については、法対応措置もしくは更新する予定であるが、軽自動車の導入も検討する。 消防器具置場改修は平成23年度は1件見送りとなったため再度予算要求することとする。	消防車両の更新 消防器具置場改修	
107		防火水槽、消火栓など消防水利の計画的な整備を進めるとともに、普通河川を消防水利として活用します。		防火水槽、消火栓など消防水利の計画的な整備を進めるとともに、普通河川を消防水利として活用します。	C 継続	実績：防火水槽新設3か所・撤去8か所、自然水利整備1か所 見込み：不明	防火水槽新設1箇所、撤去4箇所	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	消防団機関運用訓練において、自然水利を利用した訓練を行っている。		
108		青梅消防署北部出張所や東部出張所の設置を東京都に働き掛けます。		市内全域における消防力強化のため、青梅消防署北部出張所や東部出張所の設置を東京都に働き掛けます。	C 継続	東京都財政状況から見込みがない	特になし	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	東京都財政状況から見込みがない		
109		消防団員の確保・育成に努めるとともに、訓練・指導、福利厚生の充実、招集システムの改善などを進めます。		消防団員の確保・育成に努めるとともに、訓練・指導、福利厚生の充実を図ります。	C 継続	実績：団員召集システム見直し(H17メール配信導入)、出勤区域の見直し(H19)	福利厚生に関しては互助会事業を継続している。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)			
第3節 生活安全の確保 第1 消防・防災 (2) 地域防災体制の強化											
110		災害の発生を予防するとともに、突発型の大規模災害などによる被害を最小限にとどめるため、必要に応じ地域防災計画の見直しを行います。		「青梅市地域防災計画」および「青梅市国民保護計画」にもとづき、災害の発生を予防するとともに、突発型の大規模災害や武力攻撃等から市民の生命、身体および財産を保護するため、対策の推進を図ります。	B 新規・拡充	東京都市長会助成事業により、H21年度から3力年で実施。 H21年度実績 受付件数 2,018件 取付希望 178件 支給件数 1,238件 取付件数 97件	受付件数 2,143件 取付希望 154件 支給件数 1,546件 取付件数 96件	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	東京都市長会助成事業により、H21年度から3力年で実施の最終年で、今年度は緊急対応事業として世帯ベース5%の支給から10%の支給となり、自治会回覧等で広く市民に呼び掛けることとする。	家具転倒防止器具助成事業	
111		防災訓練や広報活動、消防団の活動などを通じて、市民の防災・防火意識の高揚を図り、非常用食料や飲料水などの災害に対する個人の備えの充実を促進します。		防災訓練や広報活動、消防団の活動などを通じて、市民の防災・防火意識の向上を図るとともに、自助の精神を基本として非常用食料や飲料水などの災害に対する個人の備えの充実を促進します。	C 継続	防災マップを作製し全世帯へ配布、広報あうめで毎年8月に防災に関する日ごろからの備えについて周知をおこなっている。また、市民の防災意識を高めることを目的とし、毎年総合防災訓練を実施している。	6月に成木地区で土砂災害対応訓練、8月に梅郷地区で総合防災訓練、1月に防災講演会を実施した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	6月に沢井地区で土砂災害訓練、8月に沢井地区で総合防災訓練の実施を予定している		
112		倒壊家屋からの救助や初期消火、避難体制の整備などに向けて、自主防災組織の強化を図るとともに、事業所などの自衛防災体制の充実を促進します。		初期消火や高齢者や障害者などの要援護者の救助、避難体制の整備などに向けて、自主防災組織の強化を図るとともに、事業所などの自衛防災体制の充実を促進します。	C 継続	自主防災組織へ防災意識の啓発および防災行動力の向上を目的とし青梅市総合防災訓練、また地区の防災訓練を実施している。	各自主防災組織へ運営費交付金を交付。青梅市総合防災訓練および各地区での防災訓練の実施。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	今年度も継続して実施していく。		
113		防災行政無線の更新や情報化時代にふさわしい防災情報システムの検討を行い、災害時の情報伝達体制の強化に努めるとともに、高齢者や障害者などの災害時の連絡や安否確認のために、近隣での見守り体制の確立などを促進します。		防災行政無線の更新や情報化時代にふさわしい災害情報システムの検討を行い、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。	C 継続	平成18年から消防団を中心に災害情報をつたえるため防災メールを配信、平成20年から一般市民に災害情報を伝える青梅市メールを配信している。平成22年の新庁舎建設に伴い、デジタル化に向けた防災行政無線の機器導入について検討した。	防災行政無線放送、防災メールおよび行政メールの配信を必要時に随時行った。25箇所の防災行政無線デジタル化を行った。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	本年度は30箇所の防災行政無線デジタル化工事を実施予定。防災行政無線、防災メール、行政メールの迅速かつ適切な運用を行う。	防災行政無線等の更新	
114				高齢者や障害者などの要援護者に対する災害時の連絡や安否確認のために、関係機関との相互連絡に努め、地域市民相互のコミュニティ強化を図り、近隣での見守り体制づくりを促進します。 また、要援護者に関する情報を、個人情報保護に配慮した上で管理するとともに、具体的な避難支援計画を整備します。	B 新規・拡充	災害発生時に自らを守るための避難行動等を自力で行えない者を、地域の住民と青梅市が連携して支援するための災害時要援護者支援対策として、平成22年2月に要綱を制定、3月に対象者へ登録制度についての案内を送付(7,134通)し受付を開始した。 3月末現在まで2,147名の申請を受付した。	平成22年度は169名が登録(登録総数2,284名)。 11月から11地区の自主防災組織で説明会を開催。 警察署、消防署、自主防災組織(一部)へ名簿を提供した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	災害時要援護者支援対策が進んでいない地区があるため、説明会を行い、制度の理解と運営の協力を依頼していく。	災害時要援護者支援対策事業	
115		防災備蓄倉庫の食料・生活必需品の計画的な整備、安全で衛生的な避難所の確保と整備などを図ります。		防災備蓄倉庫の食料・生活必需品を計画的に備蓄するとともに、避難所については、安全で衛生的な施設の確保と整備を図ります。	C 継続	備蓄食糧の賞味期限が5年間と定められているため、毎年この更新を行ったほか、備蓄品としては、ポータブルトイレなどを購入している。避難所である学校については、順次、耐震化工事が進められている。	備蓄食料の更新およびポータブルトイレの購入。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)			
第3節 生活安全の確保 第1 消防・防災 (3) 災害に強いまちづくり											
116		造林推進事業により森林の保水力の向上を図り、土砂災害や水害の防止に努めます。		造林推進事業により森林の保水力の向上を図り、土砂災害や水害の防止に努めます。	C 継続	多摩森林再生事業は21年度末で間伐714ha、枝打ち64haであり、24年度の目標値達成は難しいが、かなりの成果を上げている。未実施山林を実施すべく努力し継続していく。 広葉樹造林については最終目標を達成見込みである。	平成22年度の造林推進事業については一般造林1ha、広葉樹造林0haである。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	広葉樹造林について、東京都の色彩豊かな森事業が順調であり、目標達成の見込みである。		

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)				
117		土砂災害から生命財産を守るために、土石流対策や急傾斜地崩壊対策など砂防事業の一層の推進を東京都砂防協会を通じて国や都に働き掛けます。		土砂災害から生命財産を守るために、土石流対策や急傾斜地崩壊対策など砂防事業の一層の推進を東京都砂防協会を通じて国に働き掛けます。 また、市民の安全確保のため、危険と思われる箇所を把握し危険の解消に努めるとともに、「土砂災害防止法」にもとづき警戒区域として指定された地区に対してハザードマップを作成し、避難体制の整備を図ります。	B 新規・拡充	平成21年度末までに、東京都から「土砂災害防止法」にもとづき土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)383か所、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)989か所が指定となり、土砂災害による人的被害を防止するため、指定された地域の「土砂災害ハザードマップ」を作成して地区内の全世帯に配布し市民に周知を図った。	第2支会での説明会、千ヶ瀬地区での2度の個別説明会により、市民への理解を求めた。 22年度は特別警戒区域566箇所が指定された。	C 現在も施策の	東青梅地区、青梅地区、大門地区、今井・藤橋地区での説明会が予定されており、長淵地区の指定とともに、ハザードマップを作成、配布することで市民への周知を図る。	
118						市長が東京都砂防協会会長であり、平成21年度まで継続して、砂防事業についての推進要請を積極的に国、都へ行ってきた。 今後も事業の推進要請を継続する。	市長が東京都砂防協会会長であり、砂防事業についての推進要請を積極的に国、都へ行った。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	青梅市の地形的特性等を考慮すると、要請活動は、重要と考える。また、市内の各所において、土砂災害防止法に基づく警戒区域指定が広がっていくと、災害の予防および対応は更に重要となっていくため、今後も、事業要請を行っていく。	
119		自然景観や生態系に配慮し、親水性を高めた工法などにより、河川やため池の計画的な改修を促進します。		霞川は、都市計画河川として、改修計画にもとづいた整備を東京都に要望します。また、成木川、黒沢川などは、危険箇所の改修促進とともに、自然環境や親水性に配慮した整備を東京都へ要望します。	C 継続		土木課での直接的な動きはないが、あえて書けば1段下と同文	—		
						平成21年度まで、親水性に配慮した護岸の整備については、当該河川の整備要請に合わせて、要請をしてきた。その結果、平成18年度末には霞川調節池が完成し、平成21年度末には、事業認可区間全般について、用地買収を含む事業着手がされている。	親水性に配慮した護岸の整備については、当該河川の整備要請に合わせて、要請をしてきた。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	霞川については、都市計画に基づく改修工事、また、黒沢川、成木川については危険箇所等の改修工事について、親水性に配慮された整備を継続して要請する。	
120		下水道雨水幹線整備と雨水浸透施設等助成制度により、溢水の解消に努めます。		下水道雨水管きょ整備と雨水浸透施設等助成制度により、溢水の解消に努めます。	C 継続	雨水浸透施設については、計画どおり行うことができた。今後事業を継続していくことで目的達成に向け進めたい。	雨水浸透ます45件・198個・6178千円を実施した。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	前年の事業内容で継続して進める。目標達成には、長期的取り組みが必要。	
						雨水管きょ整備については、当面の課題であった東部地域の溢水の解消に伴う整備が完了した。	既設排水施設の排水能力を確保するため、口径600mmの雨水管63メートルの整備を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	今後の溢水状況等によっては、雨水管の整備を検討する。	
121		道路や水道施設の耐震性・防災性の強化、家具の固定や安全な部屋での就寝など、市民、事業者、行政が連携し、地震に強いまちづくりを進めます。		道路や上下水道施設の耐震性などの強化、家具の固定など、市民、事業者、行政が連携し、地震に強いまちづくりを進めます。 また、市民センター施設など、公共施設の耐震化および老朽化への対応を図ります。	B 新規・拡充	家具転倒防止器具助成事業として東京都市長会助成金を活用し、平成21年度から3カ年で家具転倒防止器具の支給および取付を実施する。平成21年度は1,238件支給し、97件取付を実施した。	家具転倒防止器具助成事業として東京都市長会助成金を活用し、平成21年度から3カ年で家具転倒防止器具の支給および取付を実施する。平成21年度は1,546件支給し、96件取付を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	東京都市長会助成事業により、H21年度から3カ年で実施の最終年で、今年度は緊急対応事業として世帯ベース5%の支給から10%の支給となり、自治会回覧等で広く市民に呼び掛けることとする。	
122						市民センター本館については、青梅Cを除き、耐震補強工事の必要はない。平成21年度、小曽木・成木・東青梅Cの体育館の耐震診断を実施した。今後、体育館の設計委託、耐震補強工事を実施していく必要がある。	沢井C体育館の耐震補強設計委託を行った。	D 現在施策の達成に向けて動き始めている(25%程度実施した)	平成23年度、東青梅Cの体育館の耐震補強設計委託を行うとともに、24年度に小曽木、成木Cの体育館の設計委託を行う予定である。また、設計委託済みの梅郷、沢井、東青梅Cの体育館の補強工事を実施していく必要がある。	
						道路の耐震性の強化としては、主として既設橋における落橋防止構造の設置を実施してきた。また擁壁等の構造計算における耐震性の検討を行っている。 今後も、定められた基準にもとづき、適切に対応する必要がある。	橋梁健全度調査の実施に併せ、調査対象橋りょうにおける落橋防止構造の有無等の把握を行った。 また、擁壁等の構造計算における耐震性の検討も実施した。	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	一定の年数が経過した橋りょう、道路構造物等、地震時に倒壊しないよう日常の点検等を実施し、必要な措置を講じる。	
							首都中枢機関等への供給ルートの耐震化等および単独ステンレス化工事により、地震に強い給水管布設替等工事を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	受託水道事業の段階的な解消が進められ、平成24年度(平成24年4月1日から)受託水道事業の全てが解消され、東京都水道局に一元化される。	
						平成20年度に着手した第3期および小曽木事業区域整備事業については、耐震性を踏まえた施設整備を行っている。 今後についても、同様に施設整備を進めたい。	前年度に引き続き、第3期および小曽木事業区域整備事業に耐震性を踏まえた施設整備を行っている。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	引き続き、第3期および小曽木事業区域整備事業に耐震性を踏まえた施設整備を進める。 また、既設汚水中継ポンプ場の耐震診断業務にとりかかる。	

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証 実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容						
						市内小中学校の耐震化については、平成18年度に全校で耐震診断を終了し、耐震化計画に基づき、順次耐震補強工事を実施している。 なお、老朽化の著しい第二小学校校舎については、改築のための基本設計および実施設計を終了し、22年度から改築工事を開始した。 耐震化については24年度末までにほとんどの小中学校で耐震補強工事を終了見込みであるが、第二小学校校舎改築事業および第四小学校屋内運動場改築事業は25年度以降完了の予定。 また、小中学校施設の老朽化対応については、各学校の設備等老朽化が進んでいるが、耐震補強事業を最優先に実施していることから、予算内で各学校の要望等を勘案しながら順次対応していく。	平成22年度については、小学校3校、中学校4校の耐震補強工事および小学校2校、中学校1校の耐震補強設計を実施した。耐震補強設計については全ての該当校で完了した。 第二小学校校舎改築事業については、北校舎等の解体工事や第期改築工事等を開始した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	改築事業である第二小学校校舎および第四小学校屋内運動場を除く全ての小・中学校校舎・屋内運動場での耐震補強工事を完了する。 第二小学校校舎については引き続き第 期改築工事等を進め、平成25年度竣工を目指す。第四小学校屋内運動場については平成23年度に耐力度調査、平成24年度に基本・実施設計、平成25年度改築工事を目途に改築を進める。	
第3節 生活安全の確保 第2 交通安全 (1) 交通安全意識の向上と交通安全知識の普及・啓発										
123		春・秋の交通安全運動のほか、各種交通安全キャンペーンによる啓発活動などを通して、交通安全意識の高揚に努めます。		春・秋の交通安全運動のほか、各種交通安全キャンペーンによる啓発活動などを通して、交通安全意識の向上に努めます。	C 継続	毎年度、市の交通安全運動の実施に関する要領を定め、各種交通安全運動を推進し、啓発活動を通し交通安全意識の向上に努めた。	春と秋の交通安全運動の実施に関する要領を定め、横断幕、のぼり旗および看板等を掲出し、啓発活動を通し交通安全意識の向上を図った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	毎年度、市の交通安全運動の実施に関する要領を定め、横断幕、のぼり旗および看板等を掲出し、啓発活動を通して交通安全意識の向上を図る。	
124		青梅警察署および青梅交通安全協会と連携し、運転者や歩行者に対する交通ルール順守の徹底、交通マナーの向上に向けて、交通安全教室や交通安全講習会を実施し幼児から高齢者まで一貫性のある交通安全教育を推進します。		青梅警察署および青梅交通安全協会と連携し、運転者や歩行者に対する交通ルール順守の徹底、交通マナーの向上に向けて、交通安全教室や交通安全講習会を実施し幼児から高齢者まで一貫性のある交通安全教育を推進します。 また、自転車利用者のマナー低下が指摘される中、安全運転講習を受けた小学生等に免許証を交付し、講習を通して車両に乗る自覚を促しマナー向上と事故防止につなげます。	B 新規・拡充	交通安全教育については、子どもの頃から正しい交通ルールを学ぶ必要があり、子どもたちの日常生活の中で、自転車は、手軽な乗り物として利用されている。安全な自転車の乗り方や交通マナーを指導するため、平成20年度から市内の小・中学校3年生を対象に「自転車運転免許証交付事業」を実施し、交通事故防止への成果が期待できた。ただ、市内小学校のうち、3校が未実施であるため全校実施を目標に取り組む必要がある。	交通安全教育施設である交通公園で保育園、幼稚園児および団体を対象に交通安全教室を実施した。また、市内13校の小学3年生を対象に青梅警察署と連携して自転車運転免許交付事業を実施するとともに、スタントマンを活用して高齢者交通安全教室を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	子どもたちの日常生活の中で、自転車は、手軽な乗り物として利用されている。安全な自転車の乗り方や交通マナーを指導するため、市内の小・中学校3年生を対象に「自転車運転免許証交付事業」を実施して事故防止を図っていく。。	交通安全教育の充実 交通安全推進体制整備 交通安全教育の充実(青梅市自転車運転免許証交付事業)
125		子どもや高齢者の交通安全教育の拠点として、交通公園の適正な管理・運営に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、反射材の普及促進などにより、子どもや高齢者の交通事故防止に努めます。		子どもや高齢者の交通安全教育の拠点として、交通公園の適正な管理・運営に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、反射材の普及促進などにより、子どもや高齢者の交通事故防止に努めます。	C 継続	市民の皆さんに交通ルールと交通マナーを学んでいただき、交通事故を少しでも減らすことを目的とした教育施設として運営し、交通安全教育の効果があった。	交通安全教育施設である交通公園で保育園児、幼稚園児、小学生および高齢者等を対象に交通安全教室を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続して実施する。交通安全教育施設として、交通公園を活用し、交通事故防止に努める。	交通公園の整備
第3節 生活安全の確保 第2 交通安全 (2) 交通安全対策の推進										
126		交通事故の減少に向けて、事故削減効果の高い、総合的・計画的な交通安全対策を推進します。		交通事故の減少に向けて、事故削減効果の高い、総合的・計画的な交通安全対策を推進します。	C 継続	5年ごとに交通安全計画を策定して、地域の実状に適した交通安全対策を推進した。	第8次交通安全計画の最終年度として対応した。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	東京都の交通安全計画を参考に、第9次交通安全計画を策定する。	
127		交通事故の発生箇所や原因の調査にもとづき、道路の改良、歩道、ガードレール、カーブミラー、標識など、道路と交通安全施設の重点的な整備を進めるとともに、路上駐車防止を促進します。		交通事故の発生箇所や原因の調査にもとづき、道路の改良、歩道、ガードレール、カーブミラー、標識など、道路と交通安全施設の重点的な整備を進めるとともに、路上駐車防止を促進します。	C 継続	市民や団体からの交通安全施設に対する整備、改善要望等に対し、道路管理者および交通管理者の関係機関へ適切に対応し、交通事故防止に努めた。	自治会長、小学校・中学校PTA連合会等から要望のあった交通安全施設の改善について、関係機関へ伝え対応した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	交通管理者、道路管理者の協力を得て、交通環境整備を図っていく。	
						安全対策としてのカラー舗装、ガードレール、カーブミラーの設置、路面表示、歩道の拡幅などを実施した。カーブミラーについては、目的を達成しつつある。	安全対策としてのカラー舗装、ガードレール、カーブミラーの設置、路面表示、歩道の拡幅などを実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	路面表示、歩道の拡幅等を中心に安全対策を図っていく。カーブミラーのほか、ガードレールについても、新設の道路以外では目的を達成しつつある。	
128				児童・生徒が安全に通学できる環境を築くため、警察やPTA役員と協力し、通学路の安全点検を実施します。	B 新規・拡充	毎年、警察やPTA役員と協力し通学路の総点検を実施している。	市内小学校2校で、警察、関係機関にPTA役員を点検者に加え、学校付近の通学路で交通総点検を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	今後も継続して事業を行っていく。	
						毎年2校程度の割合で、継続して実施している。この点検結果を踏まえ、必要な安全対策を図っているが、今後の社会事情、交通事情の変化に応じた対応が必要である。	点検の実施結果にもとづき、必要な安全対策を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	安全点検は、道路管理者だけでなく、利用者側、交通規制側の観点から検証できるため、有効な手段である。継続して実施する。	

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)				
						毎年、警察、PTA役員、関係機関等と協力し、通学路の安全点検を実施。	第三小学校、第四小学校の2校の通学路について、警察、PTA役員、関係機関と合同で安全点検を実施	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	今後も学校・地域および関係機関の意見を聴き、通学路の安全確保を図る。	
129		「広報おうめ」などの活用やパンフレットの各戸配布を実施し、交通災害共済制度への加入を促進します。		「広報おうめ」などの活用やパンフレットの各戸配布を実施し、交通災害共済制度への加入を促進します。	C 継続	広報掲載、パンフレットの各戸配布、日曜日に市民センターで予約受付を実施するなど加入促進を図った。	広報おうめ掲載、加入申込書付パンフレットの各戸配布、市民センターでの休日予約受付の実施等、加入促進を図った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続して実施する。今後も加入促進を図り、共済制度の安定的な運営を図る。	
第3節 生活安全の確保 第2 交通安全 (3) 放置自転車対策										
130		駅前の放置自転車の防止に向けて、東青梅・小作駅前等の駐輪場(自転車等駐車場)の整備を図ります。		駅前の放置自転車の防止に向けて、東青梅・小作駅前等の駐輪場(自転車等駐車場)の整備を図ります。	C 継続	有料駐車場整備に向け調整・検討中である。	東青梅駅北口駅前整備に合わせて、有料駐車場の建設について検討した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	東青梅駅北口自転車駐車場の設計、建設および施設管理条例の制定、放置禁止区域の指定等を行っていく。	東青梅駅、小作駅前有料駐車場の整備事業
131		駅周辺の徒歩圏の市民に対し、自転車や原動機付自転車を利用した駅への通勤・通学を自粛するよう協力を要請します。		駅周辺の徒歩圏の市民に対し、自転車や原動機付自転車を利用した駅への通勤・通学を自粛するよう協力を要請します。	C 継続	最近は、広報による協力要請を行っていない。	都内全域で一斉に行う駅前放置自転車クリーンキャンペーンに合わせて、協力依頼の広報を掲載した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続して実施する。	
第3節 生活安全の確保 第3 防犯 (1) 防犯体制の強化										
132		河辺駅北口、三ッ原地区、新町東部への交番設置を要請します。		三ッ原地区、新町東部への交番設置を要請します。	C 継続	平成17年度に交番設置の要請は行っているが、その後は行っていない。	具体的な要請は実施しなかった。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	市長会等を通じて、要望していく。	
133		街路灯を計画的に整備し防犯のための環境改善を図ります。		街路灯を整備し、防犯および通行の安全のための環境改善を図ります。	C 継続	歩行者および車両の安全な通行を確保し、犯罪のない明るいまちづくりを目指し、街路灯の整備を行ってきた。 今後も段階的に整備を進める。公平性、効率的な街路灯の配置を心がけ平成22年度から消費電力が少なく、長寿命で、二酸化炭素の排出が少ない環境に配慮した省エネの街路灯へと切替えを始めた。 灯具の変更(【実施】蛍光灯 LED灯へ【検討】水銀灯 セラミックメタルハイドランプ、ナトリウムランプ、LED)	【蛍光灯 LED灯へ】 灯具の規格を決定し、LED化を進めた。(LED灯 74基を新設として設置)	C 現在も施策の達成に向けて取り組んでいる(半分程度実施した)	【水銀灯 セラミックメタルハライドランプ・ナトリウムランプ、LED灯へ】 灯具の規格を決め、環境に配慮した省エネタイプの街路灯へと切替えを進める。	街路灯整備事業
134		家庭、学校、地域、消防、警察などの相互協力により、防犯活動への市民の積極的な参加を促進し、空家の防犯・防災対策についても連携して対応し地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。		犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指して、青梅警察署、青梅防犯協会などの関係機関と連携し犯罪の防止を図るとともに、地域の自主的な防犯パトロールなどの活動に対し、保険料を含めた活動費の支援をしています。 また、青梅市立小学校および中学校に在学する児童・生徒への防犯ブザーの貸与や、「青梅子ども110番の家」の設置などにより、児童・生徒の通学時等の安全確保に努めます。	B 新規・拡充	警察や防犯協会と連携を図り防犯の防止に努めるとともに、地域の防犯パトロール活動に対し補助を行った。なお、市民活動災害補償保険に、市民活動推進課で一括加入している。また、児童・生徒への防犯ブザーの貸与、子ども110番の家の設置は、教育委員会で実施している。	自治会連合会の支会ごとに組織された自主防犯組織に、活動に要した用品等の購入に補助金を交付して、地域の防犯活動を支援した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続して実施する。また、補助金の効果的な運用、適正な執行を図っていく。	自主的防犯活動支援事業
						各学校において、地域の力(学校関係者、保護者、地域住民、防犯ボランティア、スクールガードリーダーその他)を用い地域安全マップの作成やパトロール等児童・生徒の安全確保に係る活動を実施するため研修会や助言を行うことにより、学校と地域が一体となった取り組みを推進することができた。	各学校が地域と連携し、パトロール等の児童・生徒の安全確保の取り組みを実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続して、各校の取り組みを推奨する。	自主的防犯活動支援事業
						児童が通学する道路の完全確保を目的に、地域や保護者の方々を対象に、警察OBの方がスクールガード・リーダーとなって、通学路の巡回指導を実施した。また、児童・生徒が自ら不審者等から身を守る手段として、小・中学校の新1年生に防犯ブザーを配付した。なお、平成21年度から防犯ブザーを貸与から給与に改正し、防犯ブザーの耐久性を高めたことで、対象を小学1年生および市外からの転校生とした。 「青梅子ども110番の家」の設置については、継続して実施し、新たに登録をいただいた方を含め、児童・生徒の緊急時の駆け込み場所の確保に努めた。	スクールガードリーダーによる巡回指導は、6人の元警察官により小学校16校を実施した。防犯ブザーは、貸与から給与に変え、耐久性を高めた商品に変えたことで、不良品等の苦情等は無くなった。青梅子ども110番の家の事業では、22年度においても、子どもが駆け込んだ事例はなく、犯罪抑止の効果があったものと考えている。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	例年と同様、これらの事業を実施していきたい。 スクールガード・リーダーについては、23年度から1人交代予定。また、22年度から委託事業から補助事業に変更され、負担割合が国、都、市それぞれ3分の1となり、市の持ち出しが発生した。	自主的防犯活動支援事業

快適で安全な生活環境の街

番号	基 本 施 策				前期の評価	平成22年度実施検証	平成23年度検証			事業計画
	前期基本計画		後期基本計画		評価区分 A 完了 B 新規・拡充 C 継続 D 反省・見直し E 廃止	H15～21年度末までの実績および H22～24年度執行見込みを踏まえた検証	平成22年度の実績	H15～22年度までの取組について達成目標に対しての課別評価	平成24年度までの取組予定および目標達成の見込み	事業名
	番号	内容	番号	内容		実績および見込みの検証 (達成に向けた課題含む)				
135		被害を受けやすい高齢者などを守るために、訪問や電話連絡などによる近況確認などを促進するとともに、啓発活動を強化します。		被害を受けやすい高齢者などを守るために、訪問や電話連絡などによる近況確認などを促進するとともに、啓発活動を強化します。	C 継続	高齢介護課で訪問や電話連絡による近況確認を実施している。	防犯協会を通じて高齢者の防犯への啓発活動を実施した。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続して実施する。	
136		「広報おうめ」やホームページなどを活用した情報提供を図り、犯罪の防止と市民の防犯意識の高揚に努めます。		「広報おうめ」やホームページ、メール配信サービスなどを活用した情報提供を図り、犯罪の防止と市民の防犯意識の向上に努めます。	B 新規・拡充	広報おうめやホームページ、メール配信サービスにより防犯情報を掲載し、犯罪の防止と市民の犯罪意識の向上に努めた。	振り込め詐欺被害防止等の行政無線、メール配信を行い、市民へ犯罪に遭わないよう注意喚起を行った。	B 施策を概ね達成した(75%程度実施した)	継続して実施する。	
137		家庭、学校、PTAなどが連携し、警察、関係機関、団体などの協力を得ながら、青少年の犯罪や非行、薬物乱用の防止などに努めます。		家庭、学校、PTAなどが連携し、警察、関係機関、団体などの協力を得ながら、青少年の犯罪や非行、薬物乱用の防止などに努めます。	C 継続	青少年の犯罪や非行、薬物乱用の防止などについては、ポスターを掲示している。	防犯協会を通じて青少年健全育成活動の推進に努めた。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	継続して実施する。	
第3節 生活安全の確保 第4 消費生活 (1) 消費者意識の啓発										
138		商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。また、食品の安全性についての知識や情報提供の充実に努めます。		消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。特に高齢者の被害防止等のため、庁内および関係機関との連携を強化します。	C 継続	初期の目標は達成されているが、日々新しい消費者問題が発生しているため、その被害をどのように防止を図っていくかが今後の課題であり継続の必要がある。	特に高齢者の被害を防止するため、高齢者の消費者被害等情報連絡会を年3回開催し被害の防止啓発に努めた。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	継続して実施する。	
139		パンフレット、「広報おうめ」、ホームページ、生涯学習の場などを活用して消費生活や省資源・省エネルギーなどについての意識啓発に努めます。		「広報おうめ」、ホームページ、パネル展示、生涯学習の場などを活用し、食品の安全性や省資源・省エネルギーに関すること、生活知識など消費生活についての意識啓発に努めます。	C 継続	青梅市のホームページ内に消費者相談関連の整備を行った、今後、ホームページの充実に図り、国民生活センターや東京都総合消費者相談センターとのリンク等の整備が必要である。	青梅市のホームページを活用し、消費者緊急情報や記事の中で東京都総合消費者相談センターとのリンク図り充実させた。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	継続して実施する。	消費者相談室ホームページ開設
第3節 生活安全の確保 第4 消費生活 (2) 消費者相談業務の充実										
140		相談件数の増加や相談内容の多様化などに対応できるよう、相談体制の充実に図ります。		相談件数の増加や相談内容の多様化などに対応できるよう、東京都や近隣の市町村と連携し、相談体制の充実に図ります。	B 新規・拡充	西多摩地域消費者行政事務連絡会において、西多摩地域広域連携を実施し、西多摩地域の市町村在住の市民の方の相談を受付している。また、東京都多摩消費者センター(立川市)における相談業務が廃止されているため、消費者担当課長会や消費者センター所長会と連携を図りながら復活に向け要望をしていくことが課題である。	西多摩地域消費者行政事務連絡会において、西多摩地域広域連携を実施し、西多摩地域の市町村在住の市民の方の相談を受付している。また、東京都多摩消費者センター(立川市)における相談業務が廃止されているため、消費者担当課長会や消費者センター所長会と連携を図りながら復活に向け要望をしている。	A 施策を達成した(ほぼ100%実施した)	継続して実施する。	東京都消費者行政活性化基金事業